

## 平成20年第1回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程〔第3号〕

3月19日（水曜日）午前10時 開議

開議宣告

- 日程第1** 第1号議案から第38号議案までについて委員長報告  
（質疑・討論・表決）
- 日程第2** 第39号議案から第41号議案まで上程  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第3** 議案第1号上程  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4** 意見書案第1号及び意見書案第2号上程  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（22名）

- |      |           |
|------|-----------|
| 1 番  | 近 藤 紀 男   |
| 2 番  | 成 重 博 文   |
| 3 番  | 安 達 隆     |
| 4 番  | 尾 上 真 一   |
| 5 番  | 山 田 秀 夫   |
| 6 番  | 松 本 博 彰   |
| 7 番  | 中山田 健 晴   |
| 8 番  | 河 野 徳 久   |
| 9 番  | 明 石 光 子   |
| 10 番 | 土 谷 力     |
| 11 番 | 村 上 和 人   |
| 12 番 | 鴛 海 政 幸   |
| 13 番 | 後 藤 龍 太 郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋   |
| 15 番 | 北 崎 安 行   |
| 16 番 | 川 原 直 記   |
| 17 番 | 河 野 正 春   |
| 18 番 | 山 本 博 文   |
| 19 番 | 菅 健 雄     |
| 20 番 | 堂 園 慶 吾   |
| 21 番 | 徳 永 浄     |
| 22 番 | 大 石 忠 昭   |

### 欠席議員（0名）

### 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	増 田 正 義
議 事 係 長	清 水 栄 二
書 記	安 藤 雅 俊
書 記	近 藤 浩 二

### 説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	都 甲 昌 叡
会計管理者兼市参事兼会計課長	
	青 野 素 久
市参事兼総務課長	佐 藤 良 雄
市参事兼真玉市民センター長	
	北 崎 順 一
市参事兼香々地市民センター長	
	小 野 俊 久
市参事兼環境課長	水 江 義 和
プロジェクト推進課長	中 嶋 栄 治
財 政 課 長	野 村 信 隆
税 務 課 長	河 野 清 一
市 民 課 長	河 野 三 男
福 祉 事 務 所 長	大 園 栄 治
保 険 年 金 課 長	尾 造 正 直
人権・同和対策課長	浅 井 哲
商 工 観 光 課 長	桑 原 茂 彦
農 林 振 興 課 長	小 野 彰
農 地 整 備 課 長	尾 形 雄 治
建 設 課 長	奥 田 秀 穂
下 水 道 課 長	高 瀬 日 出 男
水 道 課 長	甲 斐 好 信
消 防 本 部 消 防 長	安 藤 義 文
総 務 ・ 法 規 係 長	久 保 健 一
秘 書 広 報 係 長	川 口 達 也
国 保 年 金 第 一 係 長	水 江 和 徳

### 教育庁

教 育 長	都 甲 桂 一
総 務 課 長	安 東 洋 義
学 校 教 育 指 導 室 長	早 田 義 司 郎

議長（中山田健晴君） おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。

3月19日

休会中に各常任委員会において、正副委員長の辞任及び互選が行われました。

その結果についてご報告をいたします。

総務委員長に18番山本博文君、同副委員長に4番尾上真一君。

社会文教委員長に13番後藤龍太郎君、同副委員長に16番川原直記君。

産業建設委員長に3番安達 隆君。

以上のとおりであります。

議長(中山田健晴君) 日程第1、第1号議案から第38号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長山本博文君。

総務委員長(山本博文君) 委員長報告を行います。

去る3月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案10件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第13号議案、平成19年度豊後高田市一般会計補正予算(第3号)の内、本委員会に付託された部分ですが、まず、歳入については、地方交付税の確定に伴う増額補正、基金繰入金の減額補正、繰越金の留保分の予算化等を行うもので、補正額は、5億4,983万円の増額で、補正後の予算総額は、142億4,065万6,000円となり、当初予算に比べ12.0パーセントの増です。

次に歳出の主なものは、平成18年度の決算剰余金の法定積立金、合併特例債による地域振興基金積立金、一般職職員の退職手当、公的資金の補償金免除繰上償還にかかる償還元金などです。

次に繰越明許費の設定については、株式会社サミットスチール大分に対する融資について、工事進捗の遅延により、事業の完了が年度を経過するため、地域総合整備資金貸付事業費について繰越措置するものです。

次に地方債の補正については、地域振興基金造成事業債の追加及びため池整備事業債について所要の変更を行うものです。

以上審査の結果、第13号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第11号議案、「平成20年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計予算」は、8億7,198万7,000円を計上しています。その主なものは、本年度6月から本格稼働しますケーブルネット

ワーク施設の管理運営経費及び施設整備工事費です。

第19号議案、「平成19年度豊後高田市ケーブルネットワーク事業特別会計補正予算(第2号)」は、ケーブルテレビ施設整備工事が年度内に完成しないため、繰越明許費の設定を行うものです。

第22号議案、「工事請負契約の変更について」は、豊後高田市CATV施設整備工事(第2期工区伝送路工事)において、施工に要する日数に不足が生じ、工期の変更が必要となったため、変更請負契約を締結したいので、議決を求めるものです。

第27号議案、「豊後高田市教育に関する事務の特例を定める条例の制定について」は、文化財の保護に関するものを除く文化に関する事務を、市長が管理し、及び執行することとするため、教育に関する事務の特例を定めるものです。

第30号議案、「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものです。

第31号議案、「豊後高田市行政組織条例の一部改正について」は、行政改革及びケーブルネットワーク事業等の推進のため、行政組織を変更するため所要の規定の整備を行うものです。

第32号議案、「豊後高田市職員定数条例の一部改正について」は、自己啓発等休業をしている職員を職員の定数外とするため所要の規定の整備を行うものです。

第33号議案、「豊後高田市基金条例の一部改正について」は、豊後高田市ケーブルネットワーク施設の整備に充てる資金を積み立てるため、新たに基金を創設するため、条例の一部改正を行うものです。

第11号議案、第19号議案、第22号議案、第27号議案及び第30号議案から第33号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、「豊後高田市手数料徴収条例の一部改正について」の内、本委員会に付託された部分ですが、県からの権限移譲により、火薬類取締法の規定に基づく許可の申請に対する審査に係る事務の手数料の金額を定めるものです。

以上審査の結果、第34号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

議長(中山田健晴君) 社会文教委員長後藤龍太

郎君。

社会文教委員長（後藤龍太郎君）おはようございます。社会文教委員長報告を行います。

去る3月14日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案17件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第13号議案、平成19年度豊後高田市一般会計補正予算（第3号）の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正です。

その主なものとしては、

3款民生費1項社会福祉費については、介護保険及び老人保健それぞれの特別会計への繰出金、並びに後期高齢者医療システム導入業務委託料の増額です。

4款衛生費2項清掃費については、宇佐・高田・国東広域事務組合負担金の増額です。

次に、繰越明許費の設定については、高田小学校の耐震補強計画委託契約において、工事費を極力抑え、授業にも支障をきたさない補強工法として、在来工法に加えて各種特殊工法の比較検討等を行ったことにより、補強工法の決定までに日数を要し、年度内処理が困難となったため、繰越措置をするものです。

以上審査の結果、第13号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第2号議案、「平成20年度豊後高田市国民健康保険特別会計予算」は、32億5,119万2,000円を計上しており、高齢者医療制度などの改正により、前年度当初予算対比で、5.2パーセントの減となっています。

歳出の主なものは、被保険者に係る療養給付費、高額療養費、後期高齢者支援金及び介護納付金等です。

審査の中で委員から、所得に応じて保険料は上がらないのかという疑問が出され、執行部から次のような説明がありました。

平成20年度は税率の引き上げは考えていかなければならないのではないかと思います。

第3号議案、「平成20年度豊後高田市後期高齢者医療特別会計予算」は、後期高齢者医療制度の開始に伴い、新規に特別会計を設けるもので、3億2,676万7,000円を計上しており、その主なものは、後期高齢者医療保険料に係る大分県後期高齢者医療広域連合納付金です。

第4号議案、「平成20年度豊後高田市老人保健特別会計予算」は、6億4,241万4,000円を計上しており、その主なものは、医療給付費です。

第5号議案、「平成20年度豊後高田市介護保険特別会計予算」は、24億9,095万6,000円を計上しており、その主なものは、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費です。

審査の中で委員から、生活機能評価負担金について疑問が出され、執行部から次のような説明がありました。

平成20年度から医療保険者に特定健康診査及び特定保健指導が義務づけられています。後期高齢者、介護保険の第1号被保険者も同じように、従来の住民基本検診と同じように基本チェックをします。このチェックで生活機能の低下している方は、特定高齢者施策をするようになっていきます。そのための負担金です。

第14号議案、「平成19年度豊後高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、一般及び退職被保険者に係る高額療養費が当初計画をやや上回る見込みとなったため、高額療養費の不足分及び平成18年度の一般被保険者療養給付費の精算に伴う還付金を計上しています。補正額は、1,996万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、34億4,838万8,000円となっています。

第15号議案、「平成19年度豊後高田市老人保健特別会計補正予算（第2号）」は、医療給付費が当初計画を上回る見込みとなったため、不足分を計上するものです。補正額は、3億5,901万2,000円の増額で、補正後の予算総額は、41億441万8,000円となっています。

第16号議案、「平成19年度豊後高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業委託料及び保険給付費の不足分を計上するものです。補正額は、3,326万5,000円の増額で、補正後の予算総額は、25億887万6,000円となっています。

第23号議案、「豊後高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について」は、平成20年4月1日以降も引き続き、市内の郵便局で戸籍謄本等の引渡し等の事務を取り扱わせるため、郵便局を指定するものです。

第24号議案、「公の施設の指定管理者の指定について」は、豊後高田市クリーンセンターの管理を行わせる指定管理者を指定するものです。

3月19日

第26号議案、「豊後高田市出張所設置条例の廃止について」は、豊後高田市行政改革大綱及び実施計画に基づき、本市の6出張所を廃止するものです。

第28号議案、「豊後高田市後期高齢者医療に関する条例の制定について」は、本市が行う後期高齢者医療制度の事務について定めるものです。

第29号議案、「豊後高田市男女共同参画推進委員会条例の制定について」は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、豊後高田市男女共同参画推進委員会を設置するため、条例制定するものです。

審査の中で委員から、委員会での取り組みについて質疑が出され、執行部から次のような説明がありました。

国が男女共同参画推進法を制定し、全国で男女共同参画基本計画が策定され、義務づけではないが、大分県下でも9市が計画策定し実行している。本市の計画策定に向けてのものであります。

また、この委員会を市民にしっかり周知していただきたいという意見が出されました。

第35号議案、「健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等について」は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備等を行うものです。

第36号議案、「豊後高田市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、介護保険の保険料が大幅に上昇する者について平成19年度に講じた保険料の激変緩和措置を平成20年度も講じるためのものです。

第37号議案、「豊後高田市特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、学校薬剤師の報酬額の改定等を行うものです。

以上審査の結果、第2号議案から第5号議案まで、第14号議案から第16号議案まで、第23号議案及び第24号議案、第26号議案、第28号議案及び第29号議案、並びに第35号議案から第37議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、「豊後高田市手数料徴収条例の一部改正について」の内、本委員会に付託された部分ですが、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第34号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員

異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

議長（中山田健晴君） 産業建設委員長安達 隆君。

産業建設委員長（安達 隆君） 皆さんおはようございます。産業建設委員長報告を行いたいと思います。

去る3月17日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案14件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第13号議案、平成19年度一般会計補正予算(第3号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正及び繰越明許費の設定です。

6款農林水産業費2項農地費。

これは、財源更正を行っています。

7款商工費1項商工費。

これは、スパランド真玉に対する運営費補助金です。

8款土木費5項都市計画費。

これは、公共下水道事業特別会計への繰出金の増額です。

次に繰越明許費の設定についてですが、道整備交付金事業費について、事業対象の市道3路線の用地買収において、相続問題等による用地取得の遅れ等により繰越措置するものです。

以上審査の結果、第13号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号議案、「平成20年度豊後高田市簡易水道事業特別会計予算」は、5,007万4,000円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第7号議案、「平成20年度豊後高田市公共下水道事業特別会計予算」は、11億9,102万1,000円を計上しており、その主なものは、管渠整備事業費及び施設整備に係る市債償還金などです。

第8号議案、「平成20年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」は、2億9,449万円を計上しており、その主なものは、管渠整備事業費及び施設整備に係る市債償還金などです。

第9号議案、「平成20年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計予算」は、6,191万6,000円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第10号議案、「平成20年度豊後高田市漁業集落排水事業特別会計予算」は、1,584万円を計上しており、その主なものは、施設管理費及び施設整備に係る市債償還金です。

第12号議案、「平成20年度豊後高田市水道事業会計予算」は、収益的収支では、事業収益2億1,167万5,000円を見込み、事業費用では、2億4,23万1,000円を予定し、差引744万4,000円の税込み当期純利益となります。

次に、資本的収支では、収入総額1億7,188万3,000円に対し、支出総額2億6,171万2,000円を予定し、差引8,282万9,000円の不足額が生じますが、この不足分は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額416万4,000円、過年度損益勘定留保資金4,741万2,000円、当年度損益勘定留保資金3,825万3,000円で補てんします。

第17号議案、「平成19年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」は、下水道高資本費対策借換債及び公的資金補償金免除繰上償還に伴う長期債償還元金に要する経費を計上するものです。補正額は1億6,672万1,000円の増額で、補正後の予算総額は、12億828万5,000円となります。

第18号議案、「平成19年度豊後高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」は、排水水量の増加に伴う光熱水費の不足分を計上するものです。補正額は、54万円の増額で、補正後の予算総額は、5,115万4,000円となります。

第20号議案、「市道路線の廃止について」及び第21号議案、「市道路線の認定について」は、市道路線の起点、終点、延長等の変更に伴い、当該市道路線を整備するため廃止と認定について、それぞれ議決を求めるものです。

第25号議案、「公の施設の指定管理者の指定について」は、豊後高田市スパランド真玉の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

第38号議案、「豊後高田市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」は、公共下水道事業認可区域の拡大に伴い、新たに受益地となる区域の受益者負担金の単位負担金額を定めるものです。

以上審査の結果、第6号議案から第10号議案まで、第12号議案、第17号議案及び第18号議案、第20号議案及び第21号議案、第25号議案、並

びに第38号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第34号議案、「豊後高田市手数料徴収条例の一部改正について」の内、本委員会に付託された部分ですが、県からの権限移譲により、租税特別措置法の規定に基づく許可の申請に対する審査に係る事務の手数料の金額を定めるものです。

以上審査の結果、第34号議案の内本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

議長(中山田健晴君) 予算審査特別委員長北崎安行君。

予算審査特別委員長(北崎安行君) おはようございます。

去る3月12日、予算審査特別委員会を開会し、本会議から付託されました議案1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

なお、本委員会は議員全員の構成でありますので、審査の経過については省略いたします。

第1号議案、「平成20年度豊後高田市一般会計予算」は、起立採決の結果、提案の趣旨を認め、賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算審査特別委員会審査結果の報告を終わります。

議長(中山田健晴君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 日本共産党の大石ですが、社会文教委員長に質疑をしたいと思います。

先程の委員長報告を聞きまして、第2号議案、平成20年度の国民健康保険税の当初予算につきまして、審議の過程の中で、所得割に応じて国保税の引き上げをしなければならないかの趣旨の質問があり、執行部のほうから、20年度については引き上げを考えなければならないという答弁があったように説明を受けました。この予算書を見ますと、今回4月分から後期高齢者医療保険が始まることになりまして、これまで国保会計から老人医療費分の拠出金を多額支出しておりましたけれども、これが基本的に

3月19日

は要らなくなると。そして、その分支援金を国保会計から払うことになりますけれども、その差額ではちょうど2億円減額になるかと思うんです。で、医療費の予算を見ましても、医療分については約1億3,000万減額されておりますので、当然一般的にいきましたら、国保税の医療費分については引き下げができる。国保税の引き下げができると思うんですけれども、執行部から20年度引き上げを考えなければならぬという答弁があったことに対し、委員からそれに対する異議は一言もなかったんでしょうか。

次は、第26号議案についてであります。

これは、市内農村部にあります各市役所の出張所6箇所をそれぞれ4月1日から一気に廃止をする議案であります。先程の説明では、審議の経過について何も特別なことの報告がなかったんですけれども、委員の中からは、どなたからも出張所が一気に廃止されることによって、地域の住民がサービスの低下につながるのでは、それは考慮する必要があるんじゃないかとか、あるいは待ったとかというような質疑とか意見は全くなかったというんでしょうか。お尋ねをいたします。

議長（中山田健晴君） 社会文教委員長後藤龍太郎君。

社会文教委員長（後藤龍太郎君） お答えいたします。

第2号議案に関して、委員からの異議、質疑はありませんでしたかということですが、異議はなかったかということですが、ありませんでした。

第26号議案も、委員から何もなかったかということですが、ありませんでした。

以上です。

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） もう一度お尋ねをいたしますが、当初の委員長報告の中での執行部の答弁の内容が紹介されましたけれども、それではその中身では、平成20年度には、国民健康保険税を引き上げを考えなければならぬという趣旨の答弁があったというんでしょう。もうすでにその時点では、国保運営協議会に諮問をして答申を受けてるし、市長はこのあと引き続き国民健康保険税の大幅な値上げ議案を急遽追加提案をする。そして審議をすることになってるんです。社会文教委員会が開かれたのは

確か去る14日だったと思うんです。14日の時点では、もう市長は、今日、議会の最後の最後になって、急遽、大幅な値上げを提案するという事は決めており、法制審議会などなど諸準備を経て、もう今日この場に出す、もう皆さんに配られておりますけれども、その準備ができとったんじゃないんですか。その時点で考えなければならぬなどという答弁をされてですね、だれからも異議がありませんというのはね、まさに私も37年間議員をしておりますけれども、執行部から議会の委員会が軽く扱われてるんじゃないかなと、本来ならばね、値上げしなければならぬというのなら、どれだけ値上げをしようとしているのか、市民が理解できるような値上げの根拠を示せと、委員会においては資料提出を求めてですね、やっぱり充分な審議をする必要があったんじゃないかと思うんですけど、その辺どうなんですかね。

それから、次の支所廃止の議案についても、異議なかったということなんで、質問も、この議案に対してだれからも質問もなければ、意見も全くなかったということなんですか。あつという間に6箇所の出張所を廃止することが決まったということなんですか。もう一度お尋ねいたします。

議長（中山田健晴君） 社会文教委員長後藤龍太郎君。

社会文教委員長（後藤龍太郎君） お答えいたします。

先程申したとおりでございます。

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

22番（大石忠昭君） もう1回もう1回やりませう。もう一度。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 私ども日本共産党の議員がそれぞれの市にもおりましたね、連絡取り合いますけれども、国民健康保険税の大幅値上げということは、市民にとって重大な影響及ぼすんですよ。だから、議会の開会前にも委員会開いて、委員会には、分厚い資料を配付してですね、それ相当の執行部が議員の皆さんに理解を求め、やっぱりこの手厚いね、手を打ってくるんですよ。いわゆる根回しをしてくるんですよ。根回しもされないまま、とにかく今日このあとに議案を出して、そのまま可決してしまう。こんなやり方、あなたはつい最近委員長になったばかりですけれども、そういうやり

方、疑問に思いませんか。だれからもそんなことについても意見がなかったのか、もう1回聞きます。異議がないんですかね。だれからも異議がなく、値上げすれば結構ですということなんですか。

議長（中山田健晴君） 社会文教委員長後藤龍太郎君。

社会文教委員長（後藤龍太郎君） お答えします。先程申したとおりでございます。

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

2番大石忠昭君。

2番（大石忠昭君） 皆さんおはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。毎日国民健康保険税の値上げを食い止めるために、街頭演説をしておりまして声を痛めておりますけれども、お許してください。

私は、第1号、2号、3号、5号、26号、28号議案に反対討論をいたします。

最初は、一般会計当初予算についてであります。

市民の健康及び福祉を保持するという地方自治の精神が活かされた予算については、当然賛成でありますけれども、それに反するいくつかの予算の内容については反対でありますので、討論をいたします。

歳入の税の予算ですけれども、なかなか個人の市民の所得は伸び悩んでおりますけれども、次々と定率減税を廃止をし、すでにもう完全廃止になりまして、増税になり、高齢者控除の廃止、公的年金控除の縮小などなど、一連の税制改正によりまして、市民に新たな増税を押しつけることになる予算であり、反対であります。

それに対して、市長は、議会でも度々これまでも問題にしてまいりましたように、後期高齢者医療保険が4月から始まりますが、国保税に比べてみて、たとえて年金の少ないお年寄り二人世帯では、国保税よりも大幅に上がる。国保税よりもこの後期高齢者保険が負担増になるところについては、市が何らかの助成をせよと要求しましたけれども、一切しない。他市で実施してるような介護保険料の低所得者に対する市独自の軽減措置もなければ、身体障害者に対する市独自の軽減措置もいまは実施をしており

ませんし、おらない予算になっておりますし、逆に、永松市長は、県の制度の見直しをすんなり認める形で、母子家庭や重度心身障害者の入院時の食料療養費を自己負担にするなどの改悪、そして新たな負担を押し付ける。さらには、生活保護者については、高齢者控除、そして高齢者加算、母子加算などが次々と廃止をされる。そういう生活保護費の予算になっておりますし、これら市民の負担増になる予算については、当然反対であります。

また、同和事業によります新築貸付資金につきましても、長期にわたりこげついている問題、度々議会でも指摘をしてきましたけれども、今回の当初予算を見ましても、償還見込額はわずか188万円しか計上されておらず、これではこの問題解決に本格的に取り組む市長の姿勢がないことを象徴する予算になってると思います。

一方、ごみ有料化に伴う指定ごみ袋の予算や、差別解消に逆行する同和運動団体に対する補助金も、今年も減額をしないまま、さらには、部落解放同盟発行の機関誌の公費購入など、同和予算関連予算、県工事負担金などの予算が計上されており、また、国から学校図書館の蔵書の予算も地方交付税で昨年度から大幅に増額されたにもかかわらず、その全額を児童や生徒の蔵書購入費に充てず、他に流用する予算になっておりますので、このような予算に反対するものであります。

次は、国保特別会計予算についてであります。

この3月末まで国民健康保険に加入していた75歳以上の高齢者は、後期高齢者として別扱いをされ、4月から国保を脱退させられて大分の後期高齢者医療保険に加入することになりました。そのために、国保会計から負担する医療費は大幅に減額されます。それに伴い、医療費分の国民健康保険税分は、当然医療費分については減額することが当然なんです。しかし、本日、あとで市長から抜き打ち的に追加提案される国保税条例の改定議案をいま、さらっと目を通しましたけれども、医療費分の国保税分も大幅に引き上げる。そして、介護納付金分も、それから新たに設けられた後期高齢者医療費分も、合計しますと、それぞれ国保税が大幅な値上げになる議案になっております。それを見込んだこの国保会計の特別予算でありますので、反対であります。

豊後高田市の国民健康保険税は、市民の収入に比べ、市民の生活実態に比べて、あまりにも負担が重すぎる、高すぎます。国保負担の引き上げなど関係



3月19日

機関に強く働きかけて、国から財源を確保し、国保税の引き下げに努力する。収入激減世帯に対しては市独自の減免制度を充実をすることなどを要求し、反対討論といたします。

次は、後期高齢者医療特別会計についてであります。

この制度は、75歳以上の高齢者を、現在加入している国民健康保険や被保険者保険から、被保険から切り離し、後期高齢者だけの医療保険に組み入れるというものであり、保険料が早速年金からうすも言わず天引きをされるとともに、受けられる医療の内容もこれまで以下に、年齢、人にそれぞれ差別をし、制限されることとなります。特に、これまで子どもの扶養になっておられた年金の少ない高齢者については、保険料は一切取られていませんでしたけれども、すべての高齢者から保険料が徴収され、7割軽減の年金の少ない高齢者も、二人世帯で試算をしてみますと、従来の国保税に比較し、保険料が大幅に引き上げられます。

2006年、自民党、公明党両党が国会で強行した医療改悪法で導入が決まりました。この制度が知られば知られるほど「年寄り死ね」と、などの怒りの声が広がり、この制度を中止撤回をする意見、見直しを求める意見が広がり、全国の地方議会では、500を超える自治体でそれを求める意見書が採択をされております。日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党は、2月28日、4月からのこの実施予定の後期高齢者医療制度を廃止するための法案を衆議院に提出をいたしました。日本共産党は、国会でも地方議会でも、全国挙げてこの制度の廃止を求めて闘っているさ中であり、大分県後期高齢者医療広域連合の設置にも私は反対いたしました。

今回のこの当初予算についても、同時に第28号議案、これに関連する条例制定についても、反対をいたします。

次は、介護保険特別会計予算についてであります。

2年前の介護保険料の改定で、所得が80万円以上の高齢者は介護保険料が大幅に増額されることになりました。国保と並んで、介護保険料も市民の所得に比べて高すぎます。所得の少ないお年寄りについては、宇佐や大分市などでやっているように、市独自の軽減制度を創設するよう私も度々要求しましたが、市長は、そういうお年寄りの切実な声は一切聞き入れず、市民がそのために負担が耐え

がたい、そういう今回の予算になっておりますので反対であります。

今後、国庫負担の増額を求めるとともに、一般財源からの繰入れをし、サービスの低下につながらないように、給付の適正化や介護予防の徹底など節約にも努め、値上げ額を見直すべきであると考え、このような予算については、市民負担増につながりますので反対であります。

最後に、第26号議案についてであります。

この議案は、田染、東都甲、臼野、上真玉、三浦、三重の6箇所の、これまで住民に親しく活用されてきた各出張所を4月から廃止をするための議案であります。

多くの住民から、我々は説明を受けていない。説明会に参加したのは、ほんのわずかな人やと。急に出張所が廃止されたら住民サービスを低下するので、ぜひ反対してもらいたいという声が届きました。私も住民の声を聞いてみますと、なるほどと思い、この住民サービスの低下につながる出張所の廃止の議案に反対するものであります。

議員の各位の皆さんがぜひご賛同していただきまうように要請いたしまして、討論を終わります。ありがとうございました。

議長（中山田健晴君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第1号議案から第3号議案まで、第5号議案、第26号議案及び第28号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で反対のありました第1号議案から第3号議案まで、第5号議案、第26号議案及び第28号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第1号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。



第1号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、第1号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第2号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第2号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、第2号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第3号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第3号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、第3号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第5号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第5号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、第5号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第26号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第26号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、第26号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第28号議案について、起立により採決いたします。

おはかりいたします。

第28号議案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、第28号議案は、委員長報告のとおり決定をいたしました。

議長(中山田健晴君) 日程第2、第39号議案から第41号議案までを一括議題といたします。

議長(中山田健晴君) 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) 提案理由のご説明の前に一言御礼を申し上げます。

草地踊り保存会のハワイホノルルフエスティバルの出演は、大変好評でございました。そして、昨日、全員無事帰ってまいりました。皆様のご協力をどうもありがとうございました。

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

第39号議案は、「平成19年度豊後高田市一般会計補正予算(第4号)」でございまして、地域総合整備資金貸付事業の一部が年度内に完了しないため、既定の繰越明許費の変更を行うものでございます。

第40号議案は、「豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正について」でございまして、合併協議会におきまして、1市2町の国民健康保険税率の格差が大きいことから、合併時に統一せず、合併3年後に統一することが決定されたところでございます。したがって、合併して3年が経過いたしますので、これまで不均一課税を行ってまいりました国民健康保険税の税率の統一をするものでございます。

また、国保財政が厳しい状況から、税率改正も併せて行うものでございます。

なお、格差是正につきましては、旧1市2町の税率の格差が大きかったことから、国民健康保険税の医療分の応益割を2年間で統一するという激変緩和措置を講じ、最終的には合併から5年で統一をするものでございます。

また、地方税法等の一部改正に伴う後期高齢者支援金及び国民健康保険税の年金からの特別徴収について、所要の規定の整備を行いたいの提出するものでございます。

第41号議案は、「教育委員会委員の任命について」でございまして、平成20年3月31日をもって辞職する教育委員会委員、都甲桂一氏、藤原駿治氏の後任として、河野潔氏、高井郁朗氏を任命いたしました。

3月19日

いので、同意を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） いま、市長から三つの議案が提案されましたが、議長はこれをもう委員会に付託せず、もう今日ここで審議して可決しようということなんですけれども、その前に、議長にも今朝改めて申し入れをいたしましたように、私が37年間議員をしておりますけれども、国民健康保険税をこれだけ大幅に値上げする議案を急遽こういう形で最後の日に抜き打ち的に提案をし、社会文教委員会にも付託しない、集中審議もしないままに、このまま今日決めるというやり方については、私は反対です。

よってですね、今日どうしてもやるというんならば、今日私もももらって、いまさらっと読んだだけです。さらっとです。よく読んで分析しなければ、質疑の方法もないんですよ。よってね、この医療費分も、介護納付金分も、それから後期高齢者支援金分というふうに三分かれて条例が改定されるわけですね。あるいは、65歳以上の国保税は年金から天引きするという、日本始まって以来のことがやられようとする議案なんですよ。おそらく合併後、これだけ市民の影響に与える議案は初めてと思うんです。

よってね、その根拠を示す、なぜいまそれぞれ値上げを大幅な値上げをしなければならないのか。議員の皆さんがその資料見れば、市民にも説明ができるような資料を配付していただきたい。そして資料に基づいて担当課長から詳しい説明をしていただいて、そのあと質疑に入るようにしていただきたい。議長に改めて要請いたします。

議長（中山田健晴君） いまの質問の中で、1点は、この3件による一括議題に対する異議ですね。もう1点は資料要求の件ですね。いまの質問は、異議は。

まず、1点目の一括議題にすることに関してご異議がありましたので、これは起立により採決いたします。委員会付託、委員会付託省略。

すいません。訂正いたします。

委員会付託省略についてのご異議がありましたので、起立により採決いたします。

第39号議案から第41号議案までについては、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（中山田健晴君） 起立多数であります。

よって、第39号議案から第41号議案までについては、委員会の付託を省略することに決しました。

資料要求の件についてであります。私もつい先程大石議員から確かに要求はございました。ただ、私といたしましては、内容がどのようなものか、はっきり正確につかめておりませんでしたので、それについては正式に対応はしておりません。

大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 議事進行について、議長に要請いたします。

内容がわからなかったから請求していませんという、内容がわからなかったら、わからんならわからんで私に聞いてほしかったと思うんですけども、その朝申し入れた件は、わからんやっとな。そんなことで済まされることやないんですけどね、いま私がこの場で改めて議長に要求したことは、理解できますか。

議長（中山田健晴君） それはできます。はいわかりました。

22番（大石忠昭君） できますね。できますならばね、もう当然これだけな、豊後高田市始まって以来の大幅値上げをする以上は、値上げの根拠となる資料ですよ。これだけ条例改正したら、いくらがいくらになりますよという資料じゃないんですよ。私が言ってるのは、わかりますね、担当課。医療費が実際1年間でどれくらい要るんですと。そのうちに、医療費分については、国保税をなんぼなんぼ集めないといけないんですよ。いまのままいったらこれだけ赤字になるんですんですよ、わからないんだから。

それから介護納付金分については、実際1年間でこれだけ要るんですと。いまのままいったらこれだけ足りないんですよ。だから、よって、これだけ上げる以外ないんですよ。

それから、後期高齢者医療については、0歳から74歳までそれぞれ頭ごなしにくるわけですね。これも日本始まって以来、世界に例がない悪法なんですけれども、これが新たに要るから、これがなんぼ

なんぼ要るんやと。こういう計算にしたら、条例の第何条でこういうことになったんだということがわかる資料ですよ。これ当然これがなかったらね、いわゆる積算の基礎ですよ。積算の基礎がなくて条例改定ができるわけないでしょう。私の調査によりますと、国保運営協議会にもそれを出してないんですよ。いうなら国保運営協議会の皆さんを騙してるんですよ。うもすも言わず賛成させとるんですよ。そうじゃないですか。だからそれを出してください。

議長(中山田健晴君) 先程の答弁につきまして、私に対する部分について、私はお答えしました。執行部に対しては執行部に答えさせます。

市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私からいまのご質問にお答えいたします。

これについては、やはり私ども皆さんに説明をして、そしてご了解いただいたほうがいいと思いますので、ちょっと時間をいただきまして、資料を提出し、それから皆さん方にご説明をいたしたいと思っておりますので、よろしく願います。

( 22番(大石忠昭君) そら立派なものです。評価します。)

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) 議事進行ですか。

16番川原直記君。

16番(川原直記君) 先程ですね、第2号議案、第2号やねえ、2号議案ですか、社文で32億という予算を可決したんですけど、これは私がいま資料見ましたけど、9ページの1行だけ読みました。この条例は20年4月1日から施行するということなんですけど、我々がした社文のその国保の特会は、予算は反故にされるんですか。

議長(中山田健晴君) すいません。それは議事進行じゃなくて、委員会の問題ですんで、ここに言われても非常に...、うん。

16番(川原直記君) いやいや、それを先に4月1日ということが、ここ見ましたけど、それだけで、この審議がこれからできるのかなと思うんです。

議長(中山田健晴君) 質疑として受けられませんが。

議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時38分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず執行部に資料の配付を求めます。その後内容について執行部に説明をさせます。

配付してください。

(資料配付)

議長(中山田健晴君) 執行部に説明を求めます。市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは担当課長に説明をさせますが、その前に一言お詫びを申し上げます。

実は、この豊後高田市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、本来6月議会でご提案するつもりでありました。ところが、先程も提案理由で申し上げましたように、合併協議会で、3年後に市内すべての税を統一するという、そういうことで、そこ辺のものを担当課が非常に失念してたというか、そういうことになりました。そこ辺のものの中で、それでは6月議会では不利益遡及となるのではないかと、そういう話が出まして、今回、非常に申し訳ありませんが、今回の提案をさせていただくということになったわけでありまして、元々これを隠して何とかしようとかそういうものではございません。元々医療費がかかる金を皆さんからもらってするという、そういうことのものでございますので、この医療費だけの、保険税というのは医療費だけに使う金です。これを一般財源化するかそういうものでもありませんし、これは多ければあとで、あとに回すし、足らなければ次に増やして、税を増やしてもらおうというそういうことであります。そういうことを申し上げまして、お詫びとともに課長から説明させます。

以上です。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) それでは、大石議員の質疑にお答えします。

(「質疑じゃない、資料要求」と呼ぶ者あり)

保険年金課長(尾造正直君) まず、資料要求に基づいてお答えします。

これは、去る3月の5日に国保運営協議会を開催したときに、皆さんに委員の皆様方に配付した資料であります。これに基づき説明をさせていただきます。

皆様方のお手元に資料が3枚配付してあると思いますが、まず、1枚目の賦課基準の概要、それからカラー刷りのですね、資産割を考慮しない分の1人、2人世帯、4人世帯の場合、それとまあ1枚ですね、税率比較表ということで、緩和という部分が黄色の

3月19日

とこに入ってると思うんですが、これは、口頭でその委員会の中では説明をしたんですが、新税率の部分もそのときにお配りしましたんで、それも入っておりますんで、この3枚に基づき説明をさせていただきたいというふうに思います。

基本的には、国保の給付費の財源構成についてであります。国・県等の交付金あるいは補助金等によってですね、大体全体のいわゆる7割が補てんされておりますが、残りの約4割分については、国保加入者の皆さん方に納めていただいております国民健康保険税によって賅っておるところでございます。

まず、この概要の部分ですが、この部分ですね、この部分から簡単に説明させていただきたいと思えます。

医療給付費、一番左のですね、まず医療分と支援分、介護納付金とありますが、医療分の分から説明をさせていただきます。

医療給付費というのがございまして、これが医療機関等にかかって支払う経費であります。支出の部分がありまして、その横に収入というのがあります。収入の中には、先程私申しましたように、国・県等の補助金、交付金等があるということですが、国庫負担金というのが、基本定率国庫負担金が34パーセント、それから調整交付金というのがございまして、これが国9パーセント、県7パーセントの調整交付金でございます。で、これを差し引いた部分が基礎賦課総額と申しまして、これが保険料の賦課の総額の対象額になるわけでありまして。

その横に4方式、3方式、2方式というのがございまして、4方式というのが、そこにちょっと字が小さくて見づらいと思うんですが、所得割の総額、資産割の総額、被保険者均等割の総額、世帯別の平等割総額という形で、この四つの部分があります関係で4方式と申しまして、これは、旧真玉町がですね、資産割、いわゆる固定資産税の資産割がございまして、これまで不均一課税の中では、旧真玉町がこの4方式を実施しておりました。

それから、その真中に3方式というのがあるんですが、これが旧豊後高田市と香々地町、これが3方式を実施していたところでありまして。

で、基本的には、所得割とですね、一応応能割と申しまして、あと均等割、平等割が応益割と申しまして、これが国の基準では、50対50というのが基本であります。それと併せて、前後プラスマイナス5パーセントというのが認められておるとこ

でございます。

それに基づきまして、この計算をするわけですが、まず、具体的に申しますと、まず、歳出についてであります。20年のいわゆる3月から、21年の2月までの保険給付費の見込額であります。3 - 2ベースでありますんで、これがですね、まず保険給付費の見込額が19億7,200万円とですね、平成20年のいわゆる3月の老人医療費の拠出金が4,300万、それと特定診療、特定検診が今度新たに始まりますんで、特定検診関係が3,100万円、高額療養費の共同事業等のそういった拠出金が5億9,100万円、で、あと諸々あるんですが、歳出合計が26億4,900万であります。で、歳入につきましては、療養給付費の負担金、それから国庫の34パーセント、いわゆる国の定率の34パーセント、これが4億5,700万、国・県の調整交付金が2億1,500万、それから65歳から74歳の退職者から今度一般へ移行する、前期高齢者の交付金が6億5,300万、退職者保険に係る前期高齢者交付金及び、あと特定検診に係るですね、国・県負担金等で2,700万、それと財政安定化支援事業等の地財措置に係る一般会計の繰入金8,300万、保険財政共同安定化事業高額療養費共同事業等の交付金がございまして、それが6億3,700万、歳入合計が20億7,200万となります。差し引きいたしますと5億7,643万9,000円、これが保険料の収納の必要額ということになります。

で徴収率がですね、97パーセントで計算しますと、賦課総額は5億9,420万7,000円というふうになります。この賦課総額を国の国保運営事業の指針に基づきましてですね、先程私申しましたように、50対50プラマイ5パーセントの部分の範囲内で計算するものであります。

それと、応益割の分については、50の中で比率が均等割、平等割の部分が35パーセントと15パーセントの比率ということになっておるところでございます。

で、この医療分と後期高齢者のいわゆるその表に書いております、まあ1個新しく今度できました後期高齢者の支援金、それと介護納付金を合わせたものが国民健康保険税という形になるわけでございます。

それから、あと、先程市長が提案理由の説明にも申し上げましたように、これまで格差があったとい

うことで、激変緩和という形の中で、旧真玉町、旧香々地町についてはですね、いわゆる応益割の部分を激変緩和しようということで、平成20年度にですね、香々地、真玉につきましては、均等割をいわゆる2万8,000円のところを1万9,000円、で、平等割を2万2,300円のところを2万円という形にしたわけでありまして。

で、これにつきましては、まず、不均一課税の応益割のですね、一番低いところ、旧香々地町の均等割を持ってきたわけでありまして。で、概ねですね、平成20年に新税率と旧税率の応益割のその差をですね、20年に3分の2相当、それから21年に3分の1相当を減額いたすものであります。

で、減額の額等については、平成20年度でですね、真玉、香々地合わせまして1,500万程度、それから21年度で670~680万程度の合計2,200万程度を見込んでおります。

一応国保連協の関係での提出資料に基づいた説明は、以上でございます。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） いま、市長から謝罪があり、課長から資料の説明がりましたが、私が先程議長に資料要求をした内容は、いまみたいな程度のもではありません。課長理解できないんですかね。あまりにもね、議会を小馬鹿にするのはほどほどにしてもらいたいんですよ。私の能力がないから理解できないのか、ほかの人みんな理解できますか。こんな資料で理解できますか。あんまりじゃないですか。市長の先程の説明からいっても、医療費にかかる分だけ取るんであって、取ったからって、一般財源に回さない、一般財源に回すなんかだれも思っていないですよ。もう一度議長ね、この議案を審議するためにね、もう少しよその議会で説明しているような資料を出してもらってね、説明してもらいたいと思うんですよ。もう1回わかるように言いますよ。

いまね、一言で言うならば、まあ、私わかるように言いますとね、今回の改正案は、医療費分と、それからね、新たに4月から、新年度から始まりまして後期高齢者の支援金分と、もう一つは、40歳から64歳までの介護納付金分というふうに、三つあるんですね。この三つの合計額が国保税として、世帯主から取られるんですよ。いま説明があったのはね、医療費分だけなんです。よってね、医療費分についても、こんな資料、全国どこでもだれでもこれはインターネットで取れる資料なんで、こんなもんじゃ

ないんですね。この裏付けをする数字を出さないと、いま読み上げた数字をね、そんなものがないで国保税の税率が変わるんですか。

もう1回詳しく言いますとね、20年度におけるこの医療費分の歳出の部分をもう1回ちゃんとね、それぞれ予算出てるんだから、それぞれ別でどれだけを見込んで。歳入については、こうこうこうというお金が入ってきます。足りない分を国保税でかけてよいとなってるわけね。足りない分がいま、医療分だけ数字があったんですよ。それは、もう口頭でありましたからね。いま一応のことは、医療分だけはあったんですよ。それを資料として、数字で出さなかったらね、分析しようがないでしょう。

それから二つ目についても、今度は、後期高齢者医療についても、実際に国のほうに豊後高田の国保会計からなんぼ支出しなければならないのかと。そのうちに、国・県・市からこれだけのものを国保会計に支出をいたしますと。足りないものは、なんぼなんぼありますと。よって、こういう方法で所得割をなんぼにし、均等割をなんぼにし、平等割をなんぼにしましたと。で、合計こうなるんであって、全く間違いではありませんというんなら、その数字を出してもらいたいんです。

3番目はね、介護納付金も同じでしょ。それがないでね、私の調査によりますと、厚生労働省に電話かけてみたら、いいえ、国が請求してる金額は、まだ4月しか決定しませんよと、請求する金額はね、新年度は、だけれども、いま予定してるのは、19年度に豊後高田市に決定した額と、20年度に請求しようとしてる予定額は、2パーセントぐらいしか違いませんと言われましたよ。それが今度大幅値上げでしょう。だから、それを間違いであるかどうか、私どもは審査しなきゃならないから、その数字を出さなくてね、審査ならないでしょう。それを数字を出してもらえませんか。よその議会では全部私取り寄せてますよ。宇佐は大幅に下がりますよ。大分市も下がりますよ。医療分は、ね。

それから、なおね、言いたいのは、ここに大分合同の記事をちょっと忘れてきましたから、みんなの高田があるんですけどね、2000年の3月議会に、初めて介護保険制度が導入されるための国保の条例改定が行われたんです。そのときにね、私がこれ大問題にしまして、とうとう当時の市長が非を認めましてね、担当職員の算定ミスだったんですよ。どういうミスがあったかと言いますと、高田の場合は、

3月19日

低所得者が多いために7割軽減世帯が多いんですね、5割もわずかありますけども、7割軽減の軽減された部分は、国と県と市で持つんですよ。この国と県と市で持つのをすっかり忘れてしまって、全部国保税に上積みしてしまったんです。だから、初めて介護納付金を納入したけれども、その分が上乘せされたために、高田では高い国保税になっておったんです。それを私が資料分析して発見できまして、とうとう市長も認めました。我々は県にも乗りこんで行きましたら、県も認めて、とうとう県が大分県の58ヶ市町村に文書出して、間違いないか。19の市町村で豊後高田と同じ間違いをしていることがわかったんです。議会を議決したあとにわかったもんだから、ほかのところはね、うちは修正しました。その議会で。全部ね、それのところは、市長も町長も減給処分をした経緯があります。高田は減給処分しませんでした。私が指摘されて、議会の途中で修正しましたからね。

そういう恐れもないかということで、私は資料に基づいて分析をしたいんです。そういう経過があったから。だから、私が請求したように、よその議会で出してるような資料は、この議会に出してください。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) 大石議員の再質疑にお答えします。

(「質疑じゃない、説明」と呼ぶ者あり)

保険年金課長(尾造正直君) 説明の部分で、

22番(大石忠昭君) 議事進行で議長にお願いしたんです。

保険年金課長(尾造正直君) 先程医療分を内訳を申し上げましたが、次に支援金の部分についてご説明申し上げます。

内容は、

22番(大石忠昭君) その前に資料を出してから説明してください。困るじゃないですか。じゃないと、メモできない。

保険年金課長(尾造正直君) 資料につきましては、先程、

22番(大石忠昭君) 数字の資料、数字の資料を出してください。

保険年金課長(尾造正直君) 数字は口頭で申し上げたいと思います。口頭で申し上げたいと思います。

22番(大石忠昭君) なぜですか。なぜ出せない

いんか、市長。

議長(中山田健晴君) 大石議員に申し上げます。

22番(大石忠昭君) なぜ出せないんですか。市長。

議長(中山田健晴君) 議会というのは、議案はこのあと議案質疑がありますが、口頭で討論するのが先例となっております。

22番(大石忠昭君) 討論はいいんです。資料を出しなさいと言ってるんです。

議長(中山田健晴君) 資料は、執行部の考えでありますんで。

22番(大石忠昭君) え。

議長(中山田健晴君) 先程の資料について、足らん部分の説明いませますんで、お聞きください。

尾造君。

22番(大石忠昭君) なんでいま足らん分を、謝罪で説明しろ。私から指示を受けて説明したじゃないか、謝罪しろ。

保険年金課長(尾造正直君) 先程この資料に基づきまして、医療分をご説明申し上げました。で、仕組みは支援金も介護納付金も同じであります。

まず、支援金についてでございますが、支援金に係る部分は先の本会議で、議案質疑の中で大石議員の質問にありましたように、一人当たり年間国のほうで定められておりました、4万1,703円あります。ただ、平成20年度については、3月、2月ベースの関係から11ヶ月分の3万8,228円で計算しているところでございます。約7,900人程度の人数に一人当たりの納付金を掛けますと、3億513万3,000円が介護納付に要する費用の額でございます。これが歳出の額でありまして、これから歳入の部分で、療養給付費の負担金は、先程の国保の医療分に申し上げました定率34パーセント、国・県の調整交付金9パーセント、7パーセントでございます。

まず、療養給付費につきましては、この34パーセントは1億374万5,000円、それから調整交付金、国の調整交付金が2,746万2,000円で、県の調整交付金が2,135万9,000円、それから退職者等に係る高齢者支援金相当の部分が1,146万9,000円、歳入合計が1億6,403万5,000円あります。これを差し引きいたしますと、支援金の必要額、支援金の保険料の分の必要額ちゅうのが1億4,109万8,000円、これを収納率等で割り戻して1億4,546万2,

000円が支援金の部分の必要総額というふうになるわけでありませぬ。

介護納付金につきましては、これは、これも先の議案質疑、本会議の議案質疑の中でもお答えしましたように、一人当たり4万9,700円で、40歳から64歳までの人数が2,721人ということでございます。これが1億3,985万5,800円ということでございます。

それから、歳入につきましては、先程と同じくように、34パーセント、9パーセント、7パーセントの部分で療養給付費の負担金が4,755万972円、国の調整交付金が2,363万4,323円、県の調整交付金が890万338円ということで、合計、収入合計が8,008万5,633円で、差し引きしますと、5,977万が介護納付金の必要総額ということになるわけでありませぬ。

以上であります。

議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより第39号議案から第41号議案までの質疑に入ります。

質疑はありませんか。

16番川原直記君。

16番(川原直記君) それでは40号議案について質疑をいたします。

今定例会が始まる前で、新聞報道で県下の数市が国保税の値上げということが載っておりました。初日までにいただいた議案の中にはそれが無いので、実はほっとしておりました。

それが、議会初日の日に大石議員の質疑の中に、最終日にそういった議案が出るのではないかということをお聞きしまして、その日に会派で打ち合わせまして、私は尾造課長にお聞きにまいりました。そしたら、尾造課長は、出さんとは言いませんけど、ひょっとしたら出すかもしれませんということで、資料要求をしてみました。見せませなければ資料もあげられないということでした。それはそれで結構だと思っております。できたら、こういう議案は、見られない方がいいと思っておりました。

それから、3月14日に社文の委員会がございまして、その中で、まあ本日、先程採決いたしました第2号議案、国保税の予算審議をいたしました。そ

れも私から感覚すれば、尾造課長にお聞きしましたが、まだ税率を改正していませんので、前のままの金額ですということ、歳出のほうにあたりまして、別に赤字金額を書いたわけでもございませぬし、まあ、これでうまいことしてくれるんだろうと思っておりました。

まずですね、その辺の私たちの社文の審査をしたこと、今回この本日出た40号議案、20年4月1日からということですけど、その辺の整合性といいますが、これはどういうふうに私たちは解釈していいのかを、お聞きしたいと思います。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) それでは川原議員の質疑にお答えいたします。

先の社文の部分と資料関係の要求関係につきまして、あげられなかったという部分につきましては、当初、先程市長の挨拶にもありましたように、まあこれは元々6月の定例会で予定をしておりました。しかしながら、不利益不遑及にもどるという立場の中で、急遽、今定例会の議案の提出にも間に合わなかったため、最終日の追加提案とさせていただいたところでありませぬ。

それと、あとの関係で、今年度の平成20年度の国保の予算との関係でございますが、社文の中でも申し上げましたように、これにつきましては、現行の税率で予算要求はしております。しかしながら、この今回の追加提案の部分での税率の改正等につきましては、当然、その予算との整合性は保てなくなりますので、今後のですね、補正等でもまたそれは対応してまいりたいというふうにお思っております。

以上であります。

議長(中山田健晴君) 16番川原直記君。

16番(川原直記君) いま、資料提出ができなかったことはということで説明がありました。私たち社文の委員になっております7名ですかね、特別そういった説明をですね、なんで社文の委員会に出ないで、唐突として最終日にこの議案が出るのか、本当に理解に苦しんでおります。私は、初日に出らなくてもですね、2日目、3日目と提案の日数はあったと思いますし、今日いただきましたこの議案内容もですね、本当に今日採決するならば、置いとくだけというような資料になって、あとから、あ、こういうふうになるのかということで目を通すような次第です。

それと、もう一つ私がお聞きしたいのは、3月の



3月19日

18日にですね、高田市内に、みんなの高田という新聞折込が入りました。私は、19日の朝それを見ました。市民の方々から何人からか、そういったことを聞かれたんですが、そういったほかの人がわかった資料が、社文の委員にわからん、議員にわからんということで、実際そういうことが、いま言った市長の初めのことばもありましたけど、その辺の説明をですね、もっと詳しいことをお聞きしたいと思うんですが、なんでそういった新聞折込でしかそういうことがわからなかったのかなと思うんですけど。

議長(中山田健晴君) 川原議員、先程委員会付託をしないということで皆さんに採決をはかってきて、それは採択されましたんで、議案で、委員会付託じゃない、議案に上がらない以上、先に常任委員会にいくちゅうことは考えられないんですが、その件についてお聞きしたいんですか。

(「議長休憩してあげない」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。

午後 1時09分 休憩

午後 1時10分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) 川原議員の再質疑にお答えします。

3月17、18の、みんなの高田の資料がどういった形で社文の委員さんも知らない中で、どういった形でそれが出たのかというのは、我々も本当に不思議に思っております。それしか我々も言いようがありません。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 16番川原直記君。

16番(川原直記君) 旧町の2町と新市の豊後高田の保険料が違つるとということで、合併前ですね、方式が違うということは大体わかっておりました。だから、その基本的にですね、そんなに3割保険料が違うということも、まあ私たちの探究心が足らなかったのかもしれないんですが、そういった方式が違うということは理解しておりましたが、3割も違うということを理解しません。だから、みんなの高田が一番金額的には、見たらわかりいいんですけど、基本的に3割今回上がると。それから、違っていた格差を是正するのに、まあ3割、2割上がるとが、またプラスで上がるとがあるということで、先程から聞きました。

それと、市長の初めの答弁で、3年前から、合併後3年経ったら同一にするということでありましたが、私どもからすれば、前広くですね、そういったことを知らせてほしかったなということとはございません。だからそのことについて答えていただければ、お願いしたいと思います。

それから、自分たちの手元には、はっきりしたのは18年決算でしかないんですが、不納欠損が766万と、それから収入未済が1億6,400万ですが、約それだけあるんですが、我々市民は納税の義務は負つると思っています。しかしながら、この収納に関してはですね、市の責任も多いのではないかと思います。その18年の1億6,000万円、それから増えたか減ったかはわかりませんが、そういった収納ですね、確実な方法なりがありましたらお願いしたいと思いますし、今回これがこのまま上がればですね、かなりまたそういったものも、10パーセントどころじゃない未納も出てくるのではないかと考えております。その辺の説明がいただければと思っております。

議長(中山田健晴君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは私から保険税の統一という話をお話しさせていただきたいと思っております。

合併の時に、豊後高田と真玉、香々地との国保税の差、それと同時にもう一つは、介護保険料も差がありました。介護保険料は高田が安くて、香々地、真玉が高い。そして、保険料は高田が高くて、真玉、香々地が安いという。介護保険料については、合併して2年でしました。これはどういうことかと言いますと、一つは、高田の場合は、全体が大きいですから、小さいところが高いのを大きいところに一緒にするんだったら、あまり上がらないわけです。そこ辺のものはあります。そういう面の中で、それとちょうど介護保険が2年経って改正ということでしたから、そういうことでありました。だから、そういう面では、真玉、香々地の方々は得をしてるわけです。まず第1に得をしてるのは、高い、同じそのときに国民保険が3年間そのままいくなら、介護保険も3年間そのままいいじゃないかと、これももう当たり前の話だと思っんです。合併したら、同じように税金を納めるのは当たり前のことですから、しかしながら、その国民保険税との差が大きいんで、3年間だけは、気の毒だから、これはもう高田からの話です。気の毒だから、3年間は元のままいこうと。そして、まして真玉は、方式も先程尾造課長話

しましたように、川原議員も知ってますように、そういう違ってるということ、そういうことで3年間、それが今年3年目になりました。

そういうことで、それはもう合併当時から、その上げるわけじゃなくて一緒にするというのは、これ当然の話なんで、それを3年間猶予してあげましょうと。でないと、やはり気の毒だと。これが逆なら、あんまり大きな差は出らんのですけども、だから率で、大石議員が率をあげてましたけど、なんの意味であげたかわかりませんけれども、小さいものでも上がれば大きな率になりますから、そこの辺のものはありますんで、これは統一せんでいいというのかわかりませんけれども、まず、この率というの、やはりこの最終的には、3年間で一緒にしましようという。だけど、3年間では、いろいろ議論したけれども、3年目で一緒にすると、やはり同じ差があるんで、あと2年、いわゆる5年間で一緒にしましようという。そういう面では、ある意味においては、高田の人は損をして、損をするという、介護保険との比較をすればですね、けども、やはり人口が少ないですから、そういうことにして、5年間で統一をしましよう、そういうことでやったわけです。

だから、これはもう前々から、それはもう常に合併協議会のときに話してますし、合併協議会の説明会でも私どもは、その合併の説明会のときも私はこういうことで3年間は、香々地、真玉についてはこうするんですよということを、私は市民にも話をしておりますから、そういう面で、各町の合併の説明会のときそういう話があって然るべきだと思ってます。これはもう既定の事実であります。

そういうことですので、その話を突然その、これを3年になったからするということじゃなくて、もう前々から約束でありますんで、そういうことなんで、非常にご理解をいただきたいと。

だから、そこ辺のものは、合併協議会に出てる議員さんもよく知ってるはずですよ。そういうことあります。

以上です。

あとは、担当課長からさせます。

議長（中山田健晴君） 税務課長河野清一君。

税務課長（河野清一君） 国民健康保険税の収納対策にお答えいたします。

国民健康保険税は、自営業者、被用者OB等の被用者保険加入者を除くすべての国民を加入対象とする国民皆保険制度の中で実施している公的医療保険

制度でございます。国民健康保険財政は、ご承知のとおり、国・県からの補助金あるいは交付金と一般会計からの繰入金、保険税等で運営されてるところでございます。

保険税は国民健康保険の目的税でありますので、税の収入いかんで国保財政は大きく左右されるものであります。納税者の方々に国民健康保険制度の制度を充分理解していただき、収納業務に努めてまいりたいとこういうふうに考えております。

以上であります。

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

川原議員に申します。3度質問しましたんで。

16番（川原直記君） 内容が違ってもできませんか。

議長（中山田健晴君） いや、一括提案でありますんで、一括して、最初の討論ない限り、それに際しての質疑は、はい。

議長（中山田健晴君） 12番鴛海政幸君。

12番（鴛海政幸君） 非常に市民が關心しておる納税ということで、非常にもう皆さん方は、住民代表として出てきたという経過もあるし、それなりに基づいて質疑をしておると思うわけなんです。私もいままで、今後もそうであると思うんですが、与党として頑張ってきた。しかし、その今日の内容をつぶさに聞いてみますと、非常に委員会軽視、あるいはまた議員軽視ということが若干現われてきておるのではなからうかというふうなことで、先日、草地でいろいろ集会があったときに、大石議員のみんなの高田というそのチラシですか、広報誌ですか、それを見て私方のほうに電話もあったわけなんです。私、朝日新聞で、私方にないので、そんなものが出たかえと、こういうふうな話から、いろいろと私は私なりに微力ながら説明してきた経過があるわけでございますが、今日の本議会におきまして、大石議員、いま、川原議員等々が強く強調し、そして、住民サイドということで質問もしてきておるわけでございますが、当初、追加議案の提案理由の説明の中で、市長の説明では、私は正しいと思えます。

というのは、合併協議会においていろいろと論議をしてきた経過、これらについては、いわゆる5年間あるいは3年間、5年間の中では、ぼこ調整をしていかねばならない案件があるんだと。こういうふうなことで協議会を閉会し、そしてその中で、その

3月19日

協議会の経緯を踏まえて市長がこうして都度都度提案をしてきておられると思うんですが、非常に市長が言われましたように、激変緩和措置とこういうようなことで、非常に事態が変わってきておると。そしてまた、特に後期高齢化の医療費等につきましては、先程大石議員も言われましたように、4月からということで、これらについて、非常に年金暮らしの人が、なお一層こういつて国保が上がったら、弱者いじめじゃないかというような感じを持つ、これは、大石議員のいわゆる広報に対する非常に大きな刺激が私にはあったと思うんです。だから皆さんが非常に躍起になって、生活ができない、弱者いじめだとか、いろいろな意見が出てきておるわけですが、それは、私は今日の内容を踏まえて、早速またそういう人たちにも、自分ながら微力ではありますが、説明をして、理解をしてもらわないといかれないというような気持ちになったわけなんです、経過の中では、そういう一つの方向付けをしたんですが、たまたま、急遽、先程川原議員が言われましたように、委員会ではいろいろと模索検討しておらない、本議会でもって提案して、それで決定するというような行き方ではなからうかと思うんですが、いわゆるここら辺は、先程申しましたように、非常に市民、皆様方が、あるいは高齢化の皆様方が心配、懸念しておるという立場から、私は、あえてこの3月議会に提案はしたけれども、議決をせんでもいいんじゃないかろうかと。もう少しことがことありますので、6月議会にもって、だいたい今の説明で皆さんたちが十二分に把握したり、あるいはまたわからないところもこうしてオープンになってから連絡を取り合って、(聞き取れず)の即答するというようなことで、あえて、私は今月にせんでも、6月議会でも差しつかえがなかったら、そういうふうな方向付けをとったらどうだろうか、こういうふうに思うわけでございます。

担当課長の説明は、縷々いままで聞いたわけなんです、その集約に対するいわゆる今後の過程、これについては、副市長あんたのほうからですね、そういうことは、でき得ればあんたのほうから、もう市長の答弁は度々聞いておるし、あんたの説明はまだ聞いておらないから、副市長あんたのほうからですね、いわゆるそういうことができれば、できるければ、今日は時間をかけてでもせねばいかなければ、一応その旨をひとつ報告をしてみただけませんか。

議長(中山田健晴君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) 鷺海議員の質疑にお答えいたします。

副市長という話でありましたけれども、これは責任を持った私が答えるべきだと思っております。

12番(鷺海政幸君) はい、わかりました。

市長(永松博文君) そういうことで私から答えさせていただきます。私は市長です。

先程も縷々申し上げましたように、合併協議会の一番問題にしたのは、やはり合併協議会の協定でありました。そこ辺のものは、皆さんにも非常にお詫びをしてるのはそこ辺であります。

だから、それと同時に、もう一つの話としては、これは一般財源化するのではないという話をちょっといたしましたけれども、医療費が要る部分についてのおおよそ3割、この医療費が要る内の3割がそれが今、税としてする部分であります。それをその、これがたくさん我々が取って、それによってこれをほかの財源に使うとか、そういうもんでもない。だから、これについては、必要以上のものを我々が取っても意味はないんです。そこ辺のものをご理解いただきたいと思うんです。だからこれは一般的な計算によって、推計をして、そしてどうあるかということを計算するものなんです。

だから、一つの問題として、もう一つ申し上げますと、ちょうどこの医療費のこの国民健康保険税の中でのやはり基金から、基金というものは貯金です。この貯金が合併のときにいくらあったかと申し上げますと、全部で1億5,800万あったんです。そして1億5,800万あって、この3年間これ改定をしましてしたんで、そうすると、その中でいま現在、18年度末でいくら基金が残ってるかというと、6,381万1,000円しか残ってません。ということは、これは何年間なるのかな、18年度末なら2年間か、2年間やな、それで9,420万9,000円これが税が足りなくて、それで打ち込んだ金がそれなんです。この前の質問のときに、大石議員が1億2,000万余った、これが余ったんじゃないかと。これは数字のマジックです。1億2,000万の療養費の中で、保険税でかかるものは3割、だから1億2,000万あったとするならば、3,600万がこの保険税から出る部分なんです。

そういう部分について、いままでは、だから保険税で足りなかったから、これは、いわゆる私ども一般財源でも基金を今回も取り崩してやっていますけど

も、これをこの9,400万取り崩していったるわけです。ということは、足りないということなんです。

そこ辺のものをご理解いただいて、非常に問題視するような問題ではなくて、これは計算をきちっとして、医療費がなんぼ、ここで計算をしてますのはどういうことかと言いますと、ここで歳出が26億4,892万1,000円と彼は言いました。そして、歳入が20億7,248万2,000円、差の5億7,643万9,000円というのが足りないんです。ただし、足りないというけれども、そこ辺のものの中が、この差し引きのこの保険料のほうは5億7,643万9,000円なんです。それに今度は、彼が言ったのは、この収納率が97パーセントだから割り戻していく、それをいまやろうとしてるわけなんです。

だから、私は細かい数字はわかりませんが、現実には、まず第1に、それで私どもとしては、真玉と香々地、それと高田が差が激しすぎるんで、何とかして医療にかからん方法をしようということで、健康、歩こう、運動とかいろいろいろいろやってるのはそういうことなんです。だから、皆さんがお医者さんにかからなければ、この医療費は少なくて済むわけです。やはりかかっているから、それが、そのものが、例えば真玉、香々地がなぜ少なかったかという、真玉、香々地の人のほうがお医者さんにかかるのが少なかったと。そういうことの中で、医療費が、だから、気の毒だからということで、これは私の発案です。その3年間そのまましようというのは、ちょっとやっぱ全部一緒にするというのは気の毒だと、だから3年間は今そのままいこうということでさせていただいた。

そういうことなんで、鴛海議員さんの言うのもわかりますけれども、これそのものは、そして大石議員さんから、大分市は値下げすると言っていましたけど、そういう話じゃありません。今日の新聞を見てください。それならちょっと新聞、新聞にちゃんと、福岡さんがちゃんとそういうことの中で、私は言うんじゃないけれども、要る金しか我々はしてないと。そこ辺のものをご理解いただいて、ぜひ今回の議会でしていただきたいと、そう思ってここに上がった次第でございます。ぜひそういうものについては、我々は無駄な金を取ったって意味がないんです。だから、いま申し上げましたように、もう合併したときの、基金から約1億円、9,000、それ

が減ってるわけです。それは、その部分として使ってるからなんです。そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長(中山田健晴君) 12番鴛海政幸君。

12番(鴛海政幸君) 非常に昨日の大石議員のチラシで、非常に皆さん方が感情を高ぶっておったということで、私も非常に不安を持ちながら、本会場に入ってきたわけなんです。課長の答弁、また、市長が私の質問に対する答弁については、縷々詳しく説明をしていただいたわけなんです。私も、昨日は、私の例をとって、50人ぐらいおったわけなんです。この内容をあまり把握しておらなかったわけなんです。いま、私の立場としては、皆さん方ここにおる人は、高齢化の方が多いと思うんですが、いま、治療に行き、検診に行ったり、医療機関に行くと、月じまいには、市からあなたの医療費はこのくらいですよという通知がきておると思います。ところが、その金額を見て、私も全協の中ではたまがっている、保険があるからこそ、わし方家庭は倒産せんのだと、な、やっぱ家内も健康は維持して保たれていっておるといのは、この保険制度のおかげであると。だから、これは高齢化社会になって、やっぱお互いが歩みよった、もたれおうた一つの協力体制でもっていって、協力していく、そういう方法を探るべきではないですかという、これは私が昨日皆さんに説明したその内容なんです。そういうふうなことで、私も大体わかってきて、理解がある程度できたわけなんです。今後は、ひとつ、一発勝負、本議会にポンと出さなくして、先程川原議員が言われた、我々が知らないことが、その宣伝効果の強い現在の中で、みんなの高田でもって内容的に非常に詳しく記載されて出されておると、こういうことについてはですね、その一般社会に非常に刺激を与えるんです。金をやるから、儲けたからやりますよちゅうと、あんまり喜ばんけども、こういって、いわゆる弱者いじめの、あるいはまた所得のない高齢者について、皆さんが神経をとがらせておると思うんですね。だから、これらについては、私なり議員は市民の代表で出てきておるわけなんでございますから、そういう、いま、市長が答弁したようなことは、今後に至っても説明がでくる。またしても説明をするべきであろうとこういうふうにご考慮おるわけなんで、今後はひとつ、この経過を踏まえて、一発勝負じゃなくしてですね、泥棒が来たから

3月19日

縄を投げやということじゃなくして、いわゆる事前行為の中で、皆さんが理解がでるような提案をしていただきたい。こういうことを要望して質問終わります。

議長（中山田健晴君） ほかに質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 国保税の大幅な値上げを抑えるために、市内を回って雨の中も頑張りまして、279箇所街頭演説しましてね、みんなの高田が効けてるのは評価いただきましたけど、街頭演説のほうあまりないんですけどね、もう相当な評価であります。反響であります。

よってですね、議長に、最初、改めて議長からね、議長の権限ですので、これだけのね、大事な議案を審議するのに、いまお2人の質疑を聞きましたけどね、肝心なね、いまなぜ値上げかという議論がされてないんですよ。ただ、合併して3年後には、統一課税にすると、これでしょうがないじゃないかという論なんよね。統一課税にするというのは、低く抑えるのも統一課税なんです。中津なんかは統一課税するために、宇佐もそうですよね、安心院、院内を少しずつ上げていだけが統一課税なんですよ。だんだん近づけていくと。

今度うちの場合は、高かった旧豊後高田も上げる、真玉も香々地もさらに上げるという統一課税なんです。ここを私は問題にしてるわけね。

よって、議長にお願いしたいのは、市長が繰り返しね、まあ聞きかじった形で述べてるように、私は詳しい詳細なことはわからんから、わからんなら黙るときゃいいんやけどね、聞かれもせんのに答弁しておりましたけども、私はわからんじゃ困るんですよ。だから、その積算の基礎ね、いまなぜ旧豊後高田も含めて大幅な値上げをしなければならぬのが市民が理解できる、我々議員も理解できる資料を数字で示してほしいと、積算の基礎を示してもらいたいです。

議長もう1回執行部に要求してください。それで、それでできるならできるでね、質問の仕方が違ってくるんです。できんならできんで、次行きますから。それは最初議長にお願いした、

議長（中山田健晴君） 議会の答弁、それは途中ですか、なんですか。

22番（大石忠昭君） え。

議長（中山田健晴君） 質疑ですか。

22番（大石忠昭君） それ議長に要望してる。

議長（中山田健晴君） 質疑の時間ですから、要望は受けますが、先程申しましたように、執行部で出せる資料は出したと。それについての説明があったと私は認識しておりますんで。

22番（大石忠昭君） 認識しとる。

議長（中山田健晴君） 議案質疑を続けてください。

22番（大石忠昭君） 議長はそんな認識で市民に説明できますか。あなたの近所の方々から、この前の一般質問みとったら、広域の後期高齢者の議員でありながらね、ここで一般質問せなならんようなはめになっておりましたけどね、説明できるようにするためにもね、議長から執行部にね、必要な資料を出せと、指示すべきだと思いますよ。そのことを改めて要求しときます。

議長（中山田健晴君） 質疑を続けてください。

22番（大石忠昭君） 次に質疑をいきます。いいですか。

39号議案、今回繰上充用で企業に貸し付けようとしておった金を貸し付けできず、繰上充用することなんですか、どこの企業にどういう事業でね、その期限までに貸し付けができなくなったのか、今後いつどういう方法で貸し付けようとしてるのか、説明してください。

次が第40号議案です。

これ第何号、何号、何号で書かれてることは、一言で言うならば、国保会計から加入してる世帯主に課税する国保税、そのうちの医療費分と、介護納付金分と、後期高齢者医療の支援金分というようにね、それぞれ条例別にその所得割をいくらにして課税しますよと、均等割はいくらですよ、平等割はいくらですよという条例ですね。それから、7割軽減のところはこうします、5割軽減はこうします、2割軽減はこうしますということになってるわけよね。これ一口でいうならそういう条例なんです。

だから、その数字が正しいかどうかということ判断するのが、私たちの議決機関である議会だと思っんです。しかし、その裏付ける資料を出せといても、出し渋って出さない。議長に要求しても、先程の市長から出した分、説明があったからこれで結構と、こういうことなんですよ。それでいいんでしょうか、そんな議会で。

よって、私が2時間も3時間も時間があればいいですよ。このあと、社会文教委員会にこの議案が付

託されてね、そこでも資料が提出されて、市民が理解できるようなね、説明があり、皆さんも理解できて賛成できるんならね、それはそれで市民もやむを得んということになるかもしれません。いま受けた説明でね、これは賛成も反対もね、判断ができるんでしょうか。よってね、よってですね、いまから質問をします。だれか何か言いよるから、ちょっとやらちら言わせんごと議長してくれんですか。新議長ですから。どいつが言いよんのか。

(「質疑をせんかい」と呼ぶ者あり)

22番(大石忠昭君) 君から言われることはない。持ち時間以内に質疑をします。いろいろ言うな。

まず、最初に入りますが、市長から言われました、私が縷々述べている大分市の国保の今回の改定は、医療費分を引き下げますよ、宇佐市も6月議会に提案しますけれども、国保運営協議会でもう諮問を受けた内容は、医療費分も、所得割も、均等割も平等割も、それぞれ引き下げることになりました。なにか市長は、今日の一般質問の質問を読んで総体的なことで述べておりましたけれども、これは市長間違いであります。よって、職員に私の言うのが嘘であるか、確かめさせてください。説明しましょうか、私が。

大分市では、医療に係る国保税は、現行所得割が10.4です。それを8.22パーセントまで引き下げます。うちは、10.なんぼまで大幅に引き上げます。大きな違いでしょう。

それから、均等割については、3万1,200円を2万5,800円に下げます。平等割一世帯当たりは、3万500円を2万4,600円に下げます。低所得者に係るこの均等割、平等割の分、合計しましたら、一世帯1万1,300円の引き下げであります。宇佐もほぼ同じ状況です。

高田でもその分だけは下げれるんじゃないかというのが私の見解です。よって、それを裏付けるために、いまから質問いたします。

市長は、繰り返しなにかこの値上げが正当化するために、いろいろ釈明をしていました。その中の一つが、基金を取り壊したということを言いました。しかしながら、基金も今回厚生省のほうから2,000何百万円年末に入りますから、またその分は黒字になりますからね、合計すればそんな大きな幅じゃないんですよ。

よって、私が聞きたいのはね、いま、医療費分の税率を変えないで、そのままいった場合、20年度

そのまま実行した場合に、年間でどれぐらい減収になると考えておられるのか。よその市は、全部それを試算しております。その基礎になる医療費の分で、私は予算では1億約3,000万減ってるじゃないかと言った、それに対してはいま反論を述べていましたけどもね、よって、医療費については、4月からは75歳以上の方は全部別枠になります。大分県一本の保険ですね。その分は医療費という形で出してなくて、老人保健拠出金で出してましたね。だから拠出金が今度は基本的に要らなくなるんですよ。そうでしょう。よって、私がいま質問してるのは、医療費の分が、老人分でどれぐらいいままでかかっておったのか、この平成19年度で。それで老人以外の74歳以下の方がどれぐらいかかっておったのか。それは、その実績に基づいて、20年度今度の予算や今度の国保税を上げようというその基になった20年度の予測の医療費はいくらと見てるのか。そこは大事な点なんです。ここはよその市では全部減るんだと。お年寄りが減った分、儲かったんだというのが見解なんです。だから、医療費分だけの国保税は下げられると。その代わりに、75歳以上の方に対する今度は拠出金じゃなくて、支援金という名前で割り付けがきたんです。この分は新たな負担ですよ。これは、全国一律の単価です。東京の市町村でも北海道でも九州でも同じなんですよ。それについてのいま数字がありましたけども、そこところの、いいですか、いまから説明する、私が求めてる所得割に対する課税総額はいくらにみてる、これは新しい税金ですからね、それから均等割でいくらか、平等割でいくらみてるのか。合計、これで97パーセント入った場合になんぼとれるというその積算になってるのか。

もう一つの質問は、そのうちの7割軽減分、5割軽減分、2割軽減分をどういう積算をして、こういう平等割や均等割や所得割が出たのか、理解できるように説明してください。

次は、介護保険分です。先程述べたように、私は厚生労働省に何回も電話でいろいろお尋ねしました。もう細かい数字は私から述べませんけれども、毎年、厚生省から、4月に対して、各市町村に40歳から64歳までの介護納付金の一人当たりの請求額がきます。これは、いま、国保税が安い真玉も香々地も同じ額の金額がきます。この金額は、まだ4月にしか決まりませんが、ほんの2パーセントしか上がらないと聞いているんです。それから見たらね、

3月19日

若干据え置きしてきたということもあるんだけど、今度のこの条例改定案、いまもらいましたけどもね、あまりにも上げ幅が大きいんじゃないかと思うてならないんです。よって、その基になる所得割をこれでやったときには、これは真玉、香々地はもう今度は統一するんですよね。激変緩和やらないんですよ。この分は一律所得割1.85、均等割7,400円、平等割4,700円と、大幅値上げですよ。これによって、所得割でいくら収入があるのか、均等割、平等割でいくらか、7割、5割、2割軽減でどういうあなたたちは基礎で計算してこんな税率になったか、これはあまりにも暴じゃないかと思うんですが、その辺の見解を求めます。

それからね、あと、この中にありますのは、日本始まって以来、65歳以上から74歳までの国民健康保険税を年金から天引きできるような、するがための条例改定になってるんです。これの対象がどれくらいあなた方は見込んでるのか。いつからどういう方法で実施をしようと考えてるのか、この条例の説明を願います。

それから、市長は6月に提案しようと思ったけれども、よく考えたらいましてかんと、なんか損失をするみたいな答弁があったと思うんですね。その理由がちょっとわかりません。今度改定したら、大幅にどこも上がって損をするとか大きな大損をすることになると思うんですけどね。6月に上げようと、3月に上げようと、1年間の税率は変わらんわけですから、1年間で計算したときには、損得は同じでしょう。1年間で計算したら、真玉も香々地も高田も大幅に上がる、大きな大損ですよ、市民から見れば、それをね、今回、何が何でも議決した場合は、市民に対してはいつからどういう方法で今度の新しい条例に基づいて課税しようとしてるのか、説明を願います。

次は、次の議案なんですけど、教育委員の人事案件が2人提案されました。いまの説明の中で、2人の教育委員が辞任をされるという説明がありました。2人の教育委員の任期はいつまでなのでしょう。

それから、二つ目、1人のこの河野潔氏は、現在高田中学校の校長をされてる方です。もう一昨日この発表があったために、多くの方から私のところに、もう本当に初めて聞くようなことの電話が次々とありました。今朝も出がけにもありました。こんなに人気の悪い人かなあと。教育委員どころか、教育者にふさわしくないという電話が次々、もう中身はね、

もう個人の人権にかかわる問題も縷々ありますから、詳しく述べませんけれども、たとえてね、だれでも知ってること、ある特定新聞の記者と仲良しになって、生徒が欠席した場合に、欠席した給食を全部校長室に持ち込んで、ある新聞記者の奥さんと呼んで給食を食べさせる。次々とある新聞にいつも写真入りで高田中学校のことがどかどかと載るなどと思ったら、記事の内容までも全部新聞記者が書くんじゃないかと、書いたものを差し上げる。新聞記者が写真撮るかと思ったらそうじゃなくて、写真ももらったものを出すというようなことが、次々と情報がありました。これは、前の時にも1回議会で追及しました。それからいま、いまはないですね、いまの記者は違いますよ。いまの記者は違います。誤解しないでくださいよ。ね、前の記者、有名なものですね、それは。

で、あるときに、学校の音楽室の楽器がなくなったときに、ね、子どもたちを信用せず、隠しカメラ、防犯カメラを取り付けたんです。教育現場に防犯カメラを取り付ける、そんなことを校長が許すなんてことはね、まあ私は聞いたことがなかった。ある教員からも、父兄からも、河野潔校長に対する批判の声が集中しましたね。そのときも、側近を使って、大石にだれが漏らしたんか。この中に共産党員があるんかまで、やらしたそうですね。そんな思想狩りをするような教員が、教育者と言えるんでしょうか。ましてや、噂によりますと、もう都甲教育長のあとは、河野潔氏が教育長になることはもう早よからわかっちゃったんじゃないかと。だから市長、市長、市長言うて、もう市長持ち上げとろうがえと。これほど策略家はないと言われてます。

だから、そういうことを市長は知って提案されたのかどうなのか、何も市長は知らなくて市長さん、市長さん、市長さんということばにね、気に入って提案したのか。その辺の市民にわかるような説明をしていただきたい。

以上であります。

議長(中山田健晴君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 第39号議案に関する質疑についてお答えを申し上げます。

今回、繰越明許費の額を変更いたしました部分につきましては、株式会社浅野歯車九州に対する貸付金の実行が年度を超す予定になったものでございます。



理由につきましては、一部生産施設の納入が遅延をしたためというふうに聞いております。

完了時期につきましては、5月末を予定いたしておるところでございます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私から教育委員河野潔氏についてのご説明をいたします。

私は、都甲教育長と河野潔氏が、この教育のまち豊後高田をここまであげてくれたと、そういう面で、教育のまちづくりをしてくれた立役者だとそういうふうに認識をしております。すばらしい人だと思っております。

以上です。

議長(中山田健晴君) 市参事兼総務課長佐藤良雄君。

市参事兼総務課長(佐藤良雄君) 大石議員の教育委員の任期であります。都甲桂一委員につきましては、平成17年7月2日から平成20年7月1日までであります。

失礼しました。

それから、藤原駿治委員につきましては、平成17年の7月2日から平成21年の7月1日までであります。

以上であります。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) それでは、大石議員の質疑にお答えいたします。

まず、老人関係であります。75歳以上の老人のいわゆる税額であります。1億7,257万9,000円、それから74歳以下であります。4億6,996万4,000円でございます。

それから、平成20年度の医療分の所得割、均等割、平等割の内訳であります。所得割が2億8,977万687円、均等割が2億546万4,000円、それから平等割が9,573万3,900円で、あと7割、5割、2割の軽減の部分ですが、ちょっと内訳は出していませんが、軽減総額であります。9,009万8,750円でございます。

それから介護でございます。介護につきましては、所得割が、

議長(中山田健晴君) 尾造課長、数字言うとき、もうちょっとゆっくり言ってください。

保険年金課長(尾造正直君) はい、所得割、介護の所得割でございます。2,952万7,803

円です。均等割です。2,082万3,600円、平等割1,043万4,000円でございます。軽減の7割、5割、2割の分ですが、これも先程の医療分と同じですが、総体まとめて、内訳は出しておりません。軽減額トータルで783万4,620円でございます。

次に、65歳から74歳の国保世帯の特別徴収の関係でございます。対象者、国保の天引きの対象者といつから特別徴収するのかということあります。これにつきましては、対象世帯は1,089世帯でございます。特別徴収につきましては、10月分の年金支給月からの特別徴収になります。したがって、4月から9月までの分は、普通徴収ということで考えております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 支援金につきまして質問いたしました、こっちは受けてないと言うんですが。

22番(大石忠昭君) 最初から言ってるのはそのことじゃない、そうじゃねえと合わんじゃないかということよ。市民に説明できめえがえ。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長尾造正直君。

22番(大石忠昭君) 改定した議案をいつからかけるんかという質問してるんです。

保険年金課長(尾造正直君) 支援金の分について申し上げます。

支援金については、所得割の部分が7,075万9,757円、均等割の部分が4,769万7,000円、平等割が2,232万3,600円、軽減額でございますが2,185万7,550円でございます。

以上であります。

22番(大石忠昭君) 議長もう1個、いつから課税するかという答弁ない。特別課税は、

議長(中山田健晴君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) 賦課期日でございますが、7月1日基準の7月本算定ということで、10月からの先程申し上げましたように、徴収というふうになります。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) 失礼しました。

いま、国保の特別徴収の関係で申し上げましたが、医療全体の部分となりますと、4月1日が基準であります。

以上であります。

3月19日

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) もう1回質問いたします。企業に貸し付ける資金の問題なんですけれども、遅く貸し付ければ貸し付けるほど市にとって有利とか、不利とか、影響は全くないですね、これはね。よって、貸し付ける期日が遅れば返済も遅れることになるんですけども、いよいよのところ、いま、工期が遅れてるんですけども、完成した段階で、あといくら貸し出す部分を今回補正したということでもいいですか。そこ説明してください。

次が、国保の分でね、数字を縷々述べられましてね、なかなか理解しにくいと思うんですね、もうなかなかできませんのでね、だから資料要求してるんですけど、出さない、出さないでね、隠し通すんじゃないかと市長は言ってますけど、先程市長は資料出しますからちゅうから、評価いたしますということですね、久方ぶりに市長評価したつもりなんですけどね、いまあなたが、市長、議員だったと思ったらね、22人の1人だと思ったら、いまの早さでメモせよと言ってもなかなかできないでしょう。だから、資料を出して資料説明しよちゅうのが、私のほうが正論じゃないんですか。

もう時間がね、あと35分しかないんでね、今度は改めて素人わかりがいいようにね、いいですか、大事などこはないんですよ。最初から私は資料、あなた方が出した3枚の資料の説明の中では、20年度に国保税を取るために医療分でなんぼなんぼ要ると、それを97パーセントの収納率で見てるからこうこういうことでね、そういうのはわかるんですよ。そのときにね、それは、いままでの赤字分とか一切関係なくやな、関係なくなんですよね、もう赤字はない、ない、ないということで、よその場合は、そら大分でも何十億という赤字でしょう。別府でも8億という赤字でしょう。だから値上げせざるを得ないということになってる。それでも値上げしないんですよ。うちは赤字がないのに、先程の説明では、5億何千万要るんだということなんですけど、そのあなた方が見積もってるね、医療費が正しいかどうかということが、国保税の算定の基なんですよ。ここが高ければ高いだけ医療費が上がるわけですから、国保税上がるわけやから、その分を素人わかりよくしていただくためには、今回、4月から75歳以上が外れるんですけども、75歳以下の分で見たときに、19年度と20年度比で医療費総額でどれだけか伸びという計算で算定してるんなら、どれだけ伸びと

ということなのか、説明してください。

いままでの説明では、特定検診を始めるから医療費は抑えますよというのが、議案質疑や一般質問の答弁だったと思うんですね。予算みても、医療費は1億3,000万昨年より、前年度より減ってるでしょう。だから、この国保税をこれだけ上げるといのは、算定の基礎が間違ってるんじゃないかという指摘なんです。間違ってるじゃあね、今度の決算見れば結果が出ることになりまますから、あなた方は、実際に去年より、19年よりも20年はこげえなるんやと、だからこんくらい上げないかんのやちゅうならね、市民の理解を求めるように説明してください。その額が違うんじゃないの、基礎が。それが一つね。

それから二つ目、いまね、二つ目は、後期高齢者支援金についてです。

で、支援金は、先程示されてるような数字で、どこいったかな、もう数字述べたらややこしいんですけども、ここにありますがね、支援金は、これ日本始まって以来ですけども、高田では所得割2.5、均等割6,500、平等割5,200、これ赤ちゃんから全部かかることになりましたね。これが新たな負担になるんですよ。これは真玉も香々地も一緒にかけようということなんだけども、これも県下私調べてみたらまちまちなんです。高田が高いんですよ、これも、どうしても私は不思議でしょうがないんです。こうこうこういうことでよそよりは均等割も平等割も高くなる、所得割も高くなるんだということを市民が理解できるような説明してもらえませんか。これ初めてのことなんだけども。

前、介護保険納付のときは、先程言ったように、軽減分で計算の基礎が間違ってる高い課税になっちゃったわけね。で、気がついて修正したら豊後高田だけじゃなくて、大分県19の市町村が同じ間違いを起こしておったんです。そういうことは絶対ないですね、それは、絶対ないと言い切れますか。

それからね、逆に、支援金を国の何とか基金に繰り出す金額と、いままで国保会計から老人医療拠出金で出した金額ね、これは、今回は11ヶ月分だから1ヶ月分儲かるわけなんだけども、これで計算したら、私2億違つとさっきから述べてるんやけど、あなた方の計算では、国保のときよりは、後期高齢者医療ができたために高田の国保会計では2億金が浮くことにならないですかね、私の言うのが間違いですかね。

いうならね、拠出金を出す代わりに、75歳以上の支援金をね、赤ちゃんから74歳までの方に新たに支援金が4万なんぼかかるようになったんですよ。かかるけれども、その半分は公費だから、あと、いままで拠出金出しとったけん、拠出金が必要なくなったから、今度、支援金なってもね、差し引きそう差はないんじゃないかなあと。むしろ2億くらい浮くんじゃないかなというのが一般論の計算になるんですよ。11ヶ月計算があるということは、前もって言ってますけどね、そういうことになれば、もう少しこの金額、税率を下げられるんじゃないかと。所得割も、均等割も、平等割もこんなに高くしなくても、真玉も香々地も一緒にいいから、全体を下げるべきじゃないですかちゅう質問なんです。それができんならできん理由をね、どうしてもできんならできん理由を市民にわかるように述べてください。そんなことならない。

それから、次は、介護納付金についても同じです。介護納付金については、いいですか、いまからね、医療費分については、激変緩和措置をとるというんだけどね、私は激変緩和措置をとることが本当に平等かどうかということをはっきりさせるためにね、ちょっとわからないから数字を聞いてるんですよ。いままでの介護納付金について、旧真玉、旧香々地で年間課税額はどれくらいだったのか。それを計算したときに、国からきてる請求書との割合で、実際に真玉や香々地は国に対して納める方は、こんだけ何百万か足らんかったんじゃないけど、その分は基金からうたてたというのなら、うたてたという説明してください。

それと、基金の関係で、合併したときはこれだけあったというけれども、旧高田、真玉、香々地で分けたときには、基金はとれだけあったのか。そこからみた場合にね、今回、その激変緩和措置が正しいかどうかちゅうのはね、よくよく議論する価値がある問題だと思うんです。

よって、医療費についても遡りますけれども、いままで香々地や真玉が医療費、国保税が安かったのは、元々全体の医療費に係る総額が安かったから税率を上げることはなかったんですよ。いまもね、旧院内、安心院、宇佐は、医療費も全部別でね、わかるような資料になっていまして、損得勘定してますよ。うちもそうなるんならね、いまも合併した後も、旧真玉や香々地は旧高田に比べたら医療費が随分安いというんならね、そらあ不均一課税をね、

ずっと続けるべきだと思うんですよ、私は。それでもいいけんことはない。激変緩和でちょこっとごまかすんじゃないでね、そういうことも考えられるでしょう。そこまであなた方は分析をされてるのかどうなのか。真玉が損したとか、合併したから一遍に一緒せないかんなんちゅうそんな議論じゃたまらんわな。そら病院が近くにあるかないかで大きな違いなんですよ。その辺はどうなのかです。

それから、収納率を97でみると言われました。収納率を何パーセントに置くかによって、この税額算定の基礎が大幅に狂ってきますわね。すぐ一軒当たり5,000円から7,000円違ってきます。よって、聞きますと、聞きたいのは、97パーセントの算定をした基礎はなんなんですか。なぜ97ということが正しいということになったかを聞きたいんです。それは、前年度や、前年あるいは5年間の収納率の実績なども参考にしたと思うんです。よってね、高田の場合、旧高田、旧真玉、旧香々地というふうに分けた場合に、医療費分での収納率というのは出ないと思うんですけども、一本にした医療分と介護分合わせたものがここに出てきたんですけれども、その収納率は、一般のものでどうなのか。退職医療の分でどうかというのは出ると思うんです。退職医療のほうは収納率はいいと思うんです。これまでの実績をいくらとあなた方は認識をして、その基に今度の97パーセントと決めたのか、97パーセントは一般の医療費分だと思うんですが、退職医療費分はどうか何パーセントか。介護分は何パーセントか、支援金の分は何パーセントで算定してるのかも、明らかにしていただきたいと思います。

それから、今回のこの条例改正で2割、5割、7割軽減の軽減額が述べられました。いまあなた方が述べた軽減額ちゅうのは、何の数字ですかね。私が聞き方が悪かったんですけども、改めてそのことを聞くとするならね、7割...、均等割と平等割についての軽減措置ですわね。だからよって、均等割と平等割がいくらいくらという数字が出ました。これは、先程の数字は、軽減してない数字というふうに確認していいですね。軽減したあとの数字ですか、軽減してない数字ですか。してない数字が本当だと思うんです。それをもう1回そうなんだと言ってください。

そのうちから、これだけ軽減されるけれども、軽減分は、医療費と同じように国34あるいは県、市というように、軽減された分は公費で負担しますよ

3月19日

と、そういうことでいいですね。それも確認しときますよ。

そうしますとね、軽減世帯について、いままでと若干違ってきたのは、今度の条例では、2割軽減世帯については、いままでは申告制でした。今度からは、自動的にもういま申告を受けて所得確定した段階で、あなたとこは2割軽減というの、自動的に実施をすることになります。よって、その辺を2割軽減世帯を何世帯と、何人何世帯、5割世帯何人何世帯、7割軽減何人何世帯というふうに見積もった結果、さっきの数字になるのかどうか。それが正確であるかどうかということも、税率改定で大きな影響及ぼしますのでね、もう1回聞いておきます。

それから、もう1点で質問、その分の質問終わりますが、特別徴収分が10月分の年金から始まると。これに対して、関係住民に対する充分周知をさせなければ、もう大混乱を起こすと思うんですけども、私どもはそのことについては反対ですけどね、それでも多数決で通った場合は、この年金から介護保険料を引かれた上に、さらに国民健康保険税も引かれるというのは、もうこら大変な問題なんですよ。やるべきじゃないんですよ。やるというんならば、どういう形で市民に理解を求める周知をしていくつもりなのか、説明をしてください。

次が、教育委員の人事案件についてです。

市長からは、高い評価ができる人物という説明がありました。市長に対しては、これほど市長さん、市長さん、市長さんという教員はなかったと思います。それはいいんですけども、私が先程縷々説明したような問題は、それでは、市長は、の耳には全然入ってないし、それは特別な人の言うことであって、そんなこと関係ないという理解であるのかどうかね。

教育委員会の資格問題については、法律では、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し、見識を有する者となっております。一部の者にへこへこへこしてね、例えば子どもたちの扱いについても、教員からの情報では、市の職員の子どもや特別頭がいい子どもや、女性ではべっぴんさんと言われる子どもに対する対応が全然違うんだと。あんなエゴひいきする職員がどこにおるんかと。自分が子どもがないからそんなことするんやろうかと。子どものおる父兄からみたら、とんでもない、教育者じゃないんだという指摘までね、私のとこにありました。教育者としてどうかというぐらい問題がありましてね、

教育委員会のある方からは、ああ、教育委員会にその人が来たら困るわあ、私とこ替えてほしいわという職員もおるぐらいですね。高中の中では、どうせ行くんならば県に行ってくればよかったのに、教育長になっていくのはちょっと困るなという意見も高田中学校の職員からはありますね。そういう人物なんですよ。

そういう人物が、もうね、本来ならば、教育委員会の中で民主的に議論をして教育長は決めるべきなのに、もう何年も前から、都甲先生のあとは潔さんじゃ、潔さんじゃという声があふれるちゅうのはね、これは尋常じゃないですよ。こういうことがあってはならないですよ。ましてやね、私は都甲教育長と個人的にはね、付き合いありませんけれども、いろんな方から聞きましたらね、やっぱり県の教育事務所で頑張っただけにね、本当にもう人格がすばらしい方ですね、はい、裏表がないですよ。実直な方ですよ。次の教育長の人と全然違いますね。その人が、まだ任期があるのになんで辞めるのかと。もう一人の藤原先生も任期があるのになぜ辞めるのかと。3月、いつ辞めるんですか。3月31日辞めるのにな、辞めなくてもいい、7月、6月末まで、7月1日まで任期があるんでしょう。6月議会に出せば充分間に合うんですよ。現職の現場の教員をね、まだ現職の教員を、いま、議会が選ぶことないですよ。都甲教育長に何か問題が市長あったんですか。辞めてもらうことないじゃないですか。藤原先生にも辞めてもらうことはない。7月2日まで務めてもらって、ね、任期いっぱい辞めるといふんならば、それは6月議会に出しても、新しい人、だれからも支持できる方を6月議会に出せばいいことであって、議長このお2人ともできたら撤回をしてもらいたいと思うんですが、撤回する考えがないかどうか、お尋ねします。

議長（中山田健晴君） 市長永松博文君。

市長（永松博文君） 教育委員につきましては、まず、お2人から、3月31日で辞めたいという辞表をいただいたということでございます。そういうことの中で、次にどうするかということで選ばせていただくというのが一つございました。

それと同時に、私は、河野氏につきましてはすばらしい人だと思っておりますし、教育長、都甲教育長もすばらしい方でありました。非常に、これほど大石議員さんから褒められるとは思いませんでしたけど、まさに褒められる人だと思えます。そういう面で、

私も都甲教育長と一緒にやっていって、本当によかったと、それがわが豊後高田をここまで教育のまちづくりにしたんだと。それは私も都甲教育長、また、藤原教育委員さんにも非常に感謝をしているところでございます。それはもう、そういう面では、この豊後高田のいまの教育の礎を築いてくれたのは、まあ初めからこのお2人が委員として私を支えてくれたと、そういうことでは感謝しております。そういう面でこのお2人に対しては非常に感謝しておりますけれども、そういうことで辞表をお出しになり、そして、また河野氏につきましては、私は、彼の都甲教育長を助けながら、この豊後高田をここまで教育のまちということでしたと、これには非常に感謝しておりますし、都甲教育長と同じ力を持ってるとそういうふうに期待しているところでございます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) プロジェクト推進課長中嶋栄治君。

プロジェクト推進課長(中嶋栄治君) 再質疑にお答えを申し上げます。

地域総合整備資金貸付につきましては、それぞれの案件ごとに、事業完了した都度総額を貸し付けます。したがって、今回補正予算に計上いたしました分につきましては、先程申し上げましたように、5月の末に事業が完了したというふうに認められれば、直ちに全額2億5,400万を貸し付ける予定でございます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) しばらく休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時46分 再開

議長(中山田健晴君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) それでは、大石議員の再質疑にお答えします。

まず1点目ですが、平成19年から20年にかけての医療費総額でどれだけ伸びたのかということですが、現在、先程ご説明いたしました医療費総額というのが、これまでの過去5年間の実績、それと、これまで65歳から74歳までの退職者が一般へ移行するのと、医療費の伸び率等を総合的に勘案しまして、医療費総額を算出しておるわけでございます。

次に、2点目の、後期高齢者の支援金が他市より高い理由ということでございますが、他市も一人当たりの支援金は同じだろうというふうに思っております。ですから、この支援金の必要額をですね、先程来、標準割合の50対50、その応益割の分を35対15この算出で計算しております。

次に、介護納付金について、いままでの介護納付金について、旧真玉、香々地はいくらなのかということですが、介護納付金につきましては、旧真玉が所得割につきましては306万8,720円、均等割につきましては232万1,000円、平等割につきましては112万5,400円で、このうち軽減分が79万5,370円でございます。

次に、香々地町でございます。旧香々地町でございますが、所得割につきましては333万1,883円、均等割につきましては299万8,800円、平等割につきましては148万2,000円で、軽減額の分につきましては104万520円でございます。

次に、4番目のですね、基金は1市2町でどれだけあったのかということでございますが、合併当初、先程市長が全体の基金総額を申し上げましたが、その内訳でございますが、旧豊後高田が5,629万6,015円、それから旧真玉が6,600万円、旧香々地町が3,572万4,000円でございます。

あと、医療費が2町が安くなって上げる必要がなかったのかというのに関連して、旧真玉、香々地の医療費がどのくらいあったのかということですが、これは、平成18年度の実績の部分でお答えをいたします。

真玉につきましては、いわゆる一般分が一人当たり27万5,039円、退職者分が37万9,673円、香々地町が一般分が27万8,348円、退職者分が34万1,131円でございます。

次に、収納率の関係で、97パーセントの算定基礎ということと、一般と退職者分の収納率ということの質疑でございますが、介護分もということですが、この収納率につきましては、一般分、退職者分の収納率等を総合的に勘案しまして、97パーセントとさせていただいたところでございます。

次に7割、5割、2割の軽減でございますが、軽減の関係でございますが、医療分、支援分、これも両方一緒なんです、医療分の7割軽減分でございます。1,726世帯でございます。平等割が。

3月19日

で、均等割につきましては2,313人、それから5割軽減でございますが、平等割は215世帯、均等割が569人、2割軽減につきましては347世帯の均等割が675人でございます。

最後に、国保の特別徴収の周知方法ということでございますが、先の本会議の中で後期高齢者の周知の關係をご答弁したように、これまで地区説明会、あるいは健康教室等、地区からの要望等の中で後期高齢者医療制度の説明をしてきました。それと併せて、この国保の特別徴収の關係の説明も併せてしております。それと併せてですね、市報等でも、国保の特別徴収を掲載してきたところでございますが、まだまだ、10月からの分もございまして、今後もまた市報等の活用しながらですね、チラシ等も入れる中で周知をしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) 1件、老人保健の拠出金の差の2億円の關係が抜けておりましたので、これは失礼しました。

この2億円につきましては、一般財源、いわゆる国保税の充当額が、議員ご案内のように、公費5割2分の1入っております、これが約1億円の国保税が不用額として見込めますが、後期高齢者がですね、75歳以上が国保から脱退することに伴いまして、その分の税収が落ちるため相殺されるというふうに思われます。

以上でございます。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) 時間がわずかになりましたけど、あと1回の質問で終わらなければならぬのでね、残念なんですけれども、いまの説明のあった範囲ではね、これは今度のこの条例改定議案を認めなければしょうがないかなあということにはね、ならないと思うんですよ。市民から聞かれた場合に、なんでかえち、ただ合併したから、3年経ったからやるっというんじゃと、そげなことじゃね、市民はうんち言わんですよ。ね。

でね、私の2回質問した中で、全然答えてないのがね、その8年前の介護保険導入の時点での介護納付金については、算定ミスがあったんですよ。それを倉田市長は認めてね、謝罪してね、議会修正したんですよ。所得割も均等割も平等割もね。そのときの答弁をタベ開いてみましたらね、やっぱり、なん

でそんなことになったんかと。チェック機能が問題であったと答弁してますね。チェックできなかったと。で、それでいまあなた方に私が質問してることで、それ今度はないですねと、今度の後期高齢者医療の支援金で、前回と同じような過ちはないですねということに答えてないんですよ。でね、チェック機能という点で大事な点で、市長ともあとで話したんですけれども、まず職員で試算する。その試算表が、ここに資料出せといっても出さないでしょう。おかしくなんでもない、隠すこと市長がないというなら出さんといかんわけよね。いま数字を述べてる資料は、一覧表になってる。全国どこでもなってます、これは。コピーすれば出れるもんを出せないということにね、それが出ないと私たちが分析できないのに出さないでしょう。こんな議会は、私が知ってる限り豊後高田だけです。強く抗議してますよ、そんな姿勢に対してね。

よってね、その資料が国保運営協議会にも出されてないんですよ。こんなところは豊後高田市の運営協議会、私が運営協議会の会長を務めたこと何回もありますけどね、そんなことはなかったですよ。今度はその資料が一切出されてない。決算書もなければ、決算見込みがなければ予算書も出されてないような運協なんていうのは、高田だけじゃないですか。チェック機能が問題だったと、ここでチェックができないんですよ。資料が出てないんだからね。全然8年前の教訓が活かされてない。

二つ目、法制審議会、ここに要綱がありますけれども、法制、各課長で法制審議会で、議会にこういう形で議案を出す場合には審議をして出すわけね。私の調査によると、その会議を開いてないじゃないですか。いつ会議を開いて、満場一致でこれ決まったのかどうなのか、それも説明してください。ここでもチェックしてない。前回もここが問題、一番問題になったとこなんですね。そこでだれも気が付かなかったと。今度は会議も開いてないじゃないですか。持ち回りということになってるね。こんな重要案件が、ここでも資料も出さず、持ち回りで意見も、満場一致、満場一致の印鑑取って、決裁とったわけや。そんなやり方がね、いいんでしょうか。これもね、そういう姿勢、これ永松市長のワンマン手法と言うんですけどもね、厳しく指摘しておきたいと思うんです。

それから、その辺がどうなのかね、明らかにしてください。私の指摘が間違いかどうかね。

もう一個人はね、いまの尾造さんの説明では、こわかりしないんですよ。もっとわかりやすく言ってください。19年度と20年度比べて、いま20年度の国保税の議論してるわけですよ。医療費が、普通考えたら75歳以上は脱退したんだから、国保から皆さん若い人が納めた国保税をいままで医療保険につき込んでおったわけよね。これはね、今度支援金で全国プールになったわけよ。そうでしょう。だからいままで拠出金で出しておったけど、拠出金の分が減るじゃないかと。だから、お年寄りの多いところでは、あと残った人の国保税は下がるんが当たり前じゃないかという指摘なんですよ。だから、お年寄りに1年間で言うたら、1年間で、高田の国保で19年度だったならなんぼなんぼ医療費がかかりよったけど、お年寄りがこんだけかかったけど、この残った分を計算したら、残った分は19年度と20年度分が何百万円か上がるんかちゅうんや。下がるんかちゅうこと聞いているんよ。いや、何百万か上がるなら上がるちゅうてくださいよ。何百万か上がる分の国保税なんですよ。そうでしょう。

そんならあなたたちは、医療費分でいま改定しなかって、真玉は真玉、高田は高田でいいわ。改定しないまま1年間やった場合にと改定したときの差はなんぼ見ているんですか。

その差がね、あまりにも大きいんじゃないかちゅうことを言ってるわけよね。そんなに上げなくてもやれるんじゃないんですか。医療費はそんなに上がらないんだから。で、私の指摘に対して、市長は、大石の指摘が間違いということで、大分市は国保税上げるちゅうたでしょう。私はわざわざ注意してやっちるんですよ、医療費部分については宇佐も大分も下がりますよちゅうたんですよ。職員に調べさせて正確に答弁して、市長の答弁間違いなら訂正させてください。謝罪してください、それは、私が先程数値を示したのが間違いであるなら、私が謝罪します。はっきりさせてください、議会の場だからね。私たちは発言する以上ね、ちゃんと資料に基づいて発言してますから。

それから、支援金についてね、同じだと言われたんですよ。だから、全国から豊後高田に来る一人当たりの金額は同じなのにね、なんで所得割や均等割や平等割が大幅に違うんかという質問しとるわけよ。なぜ高田がこうこうこういう理由で、高くなるちゅうんならね、市民がわかるようにしてくれたらいいですよ。そこの説明がないじゃないですか。請求額

は一緒なのに、税率が全部違うんですよ、大分県まちまちね。はい、支援金については、今度かなり条例出てるとありますよ。私も取ってるけど、違うんですよ、まちまちなんです。なぜ、高田が高いんかということに答えてないです。

それからね、真玉と香々地と高田の場合の医療費の問題、真玉と香々地が医療費こうこうこうやっちゅうけど、私が指摘してるのは、真玉や香々地がいままで合併したのに税金安くて良かったやないかと言いはるから、そうじゃないじゃないかと。真玉、香々地は、元々医療費が低いんだから、国保税が安くて当たり前じゃないかと指摘してるわけよね。いやそうじゃないんです、いまは高田と変わりませんちゅうなら、それならそれで理由があるんですよ。だから、よって、それならそれでですね、いわゆる激変緩和をどうするかちゅう問題ね、合併当時のことは、激変緩和措置を取るなどということ決めてないんですよ。そうでしょう。合併協議会の決定といま違うことになってるもんだから、そこ辺がどうなんかちゅうことは、非常に関心事でしょう。旧高田に比べて香々地、真玉が医療費が安いというんならば、それ相当のことを激変緩和措置じゃなくて条例で決めるべきですよ。条例で。もうぴしっとその、ただ1年目、2年目でなくて、いまの実態に合わせてやるという方法だってあるわけよ。私が真玉、香々地の立場に立つならばだよ、その辺はどうなのかね。

もう少しね、やっぱり資料を出して、私は社会文教委員会にこの議案を付託してね、やっぱ市民が納得できるような審議をすることを求めてね、時間がないので質疑は終わります。答弁をさせてください。

議長(中山田健晴君) 市長永松博文君。

市長(永松博文君) それでは、私は、大分市議会の、私も定かではありませんけれども、大分市議会の、大分合同新聞にここに載っております。それを、

22番(大石忠昭君) 国保税なんですよ。

市長(永松博文君) それは、まあだから私はこれを言っただけなんです。だから、福岡健治氏(共産)は、「新年度から実施予定の国民健康保険税の値上げの中止または値上げ幅の抑制はできないか」とただし、安部信孝市民部長は「市の国保財政は保険給付費の増加などで、本年度末に21億円の累積赤字が見込まれ、後年度に負担を残さないため、値上げは避けられない」と答えた。これをそのまま言っただけであります。あとのことは、真意がわかりま



3月19日

せんけども、これを言うてこうあるということをやっただけです。

以上です。

22番(大石忠昭君) 議長、その大事な点ですよ。大事な点だから言わせてください。もう議会として権威の問題ですからね。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) ちょっと議事進行でね、いま、市長が大分合同新聞読みあげた内容ちゅうのはね、前の答弁あったとおりで、私も合同新聞読んでますからね、そのことを否定してるんじゃないんです。その前にね、その読み上げる前にどげえ説明したかと。大石議員は、大分市は下がるちゅうけど、下がらんじゃねえかと、福岡さんが云々とうち読みあげたわけね。

私はわざわざね、大分市の国保税全体のことで意見を述べたんじゃないんですよ。医療費分が、医療費分が宇佐市と大分市は下がりますよという指摘したわけよね。それに対して、医療費分が上がるというなら反論でいいんですけど、そうじゃないでしょう。大分合同載ってるのは、医療費分と介護分と、支援金分の合計を言うてるわけですよ。そこは違うでしょう。だから市長の答弁を訂正しなさいと。私の指摘が間違いならば、大分に問い合わせて、私が間違っれば謝罪しますよ。市長のそこが答弁間違いでしょうが。いらんでいいことでしょうか。いらんでいいこと、あなた述べたんですよ。言わんでいいことが空振りしたでしょうか。そこは議長ちゃんと訂正させてください。

議長(中山田健晴君) 市長の気持ちは、先程述べたとおりで、

22番(大石忠昭君) 余分な答弁をしてるでしょう、余分な答弁を。違うじゃないですか。

議長(中山田健晴君) 執行部答弁を続けてください。

22番(大石忠昭君) 空振りちゅうんよ、それを。

議長(中山田健晴君) 時間も来てますので、端的に明快をお願いします。

保険年金課長尾造正直君。

保険年金課長(尾造正直君) それでは、大石議員の再々質疑にお答えします。

チェック漏れはなかったかということでございますが、十分なチェックをしておりますので、間違いはないということです。

22番(大石忠昭君) 法制審議会開いたんですか。

保険年金課長(尾造正直君) 法制審議会につきましては、法制審議会を開く暇もなかったので、ご案内のように、持ち回り審議を3月10日に済ませたところですよ。

それと、平成19と20に比べての医療費、先程の2億円の関係でございますが、先程答弁しましたように、2億円の関係で、公費2分の1、それと5割のほかにはですね、共同安定化事業等のありますので、プラス20パーセント部分もございますから、そういったものを相殺をいたしまして、先程説明しとおりでございます。

それと、支援金が全国統一であるのに所得割、均等割、平等割が違うのはなぜかということですが、それぞれの市町村でそれぞれの構成の市民等の所得もそれぞれが違おうと思しますので、そういった部分、それと先程申し上げました50対50のそういった部分で、それぞれ市町村が一律とはいかないというふうに思っております。

それと、改定しなかったときと改定したときの差ということでございますが、差は2,158万9,921円でございます。

以上であります。

議長(中山田健晴君) ほかに質疑はありませんか。

議事進行、なんですか。

12番(鴛海政幸君) 議事進行。

議長(中山田健晴君) はい、どうぞ。

12番(鴛海政幸君) 大体この国保税の値上げについては、当初市長が言われましたけども、案件として出して縷々説明があり、長時間の中で皆さん方がご理解をいただろうとこういうふうに思います。そこで、私は国保税ということではなくして、先程大石議員から言われた、この人事案件の関係ですが、去る人、悪い、いい。

議長(中山田健晴君) すいません、質疑は、すいません。

12番(鴛海政幸君) いいです。

議長(中山田健晴君) 一括で言いましたんでご理解願います。

12番(鴛海政幸君) はい。

議長(中山田健晴君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（中山田健晴君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議長（中山田健晴君） 22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） 皆さん長時間お疲れ様でございます。日本共産党の大石忠昭でございます。市長から今日追加提案されました40号議案と41号議案に、反対討論をいたします。

まず、国保税条例の改定議案についてであります。

この条例がそのまま執行されますと、旧豊後高田市民にとっても、旧真玉、香々地の住民にとりましても、自分たちの収入に比べてみて、国保税に負担する額があまりにも重すぎます。市民はそれでもなく真面目に働いて納税義務を果たそうということで、賦課された市民税や固定資産税などなどを納めてきましたし、その中でも国保税が特別高くて、国保税が重なる、くるときには、もう本当に大変苦労して無理して納めていただいていると思います。それがですね、やはり今回の改定によりまして、さらに大幅な値上げ、私も37年間議員を務めさせていただいておりますけれども、これだけの大幅な値上げが議会の最終日に追加提案という形で提案され、前もって所管の常任委員会の議員の皆さん方にも、一切資料も配付しなければ、その理解を求めするための説明、皆さんの協力を求めるための何ですかね、頭を下げるといいますが、皆さんに根回しをするといいますが、そういうことも一切やれずね、今日の川原議員の発言では、資料を見せてくれ、出してくれんかといっても、それは出されん、社会文教委員会で予算の審議の中で質問しても、まともな答弁もない。私は、議会があまりにも軽く扱われてるんじゃないかという指摘しましたけれども、今日、この審議の中で資料提出を求めたところ、市長から、市民の理解を得るために資料出しましょうという表明がありまして、30分ほど時間くれと言われてね、待っていましたけれども、先程出されたような資料ならば、30分も休みを取る必要のないような資料であってね、資料というのは、この条例改定を裏付ける数字の入ったものでなければ資料とは述べられないと思うんですよ。

だから、最初評価したけれども、結果みたらね、これは永松市長のね、政治手法というのはね、これは議会をあまりにもね、軽く扱ってるぐらいじゃないですよ。議会をね、侮辱してますよ。そのことに

についてはね、そういうワンマンな議会を侮辱する市長の政治手法についてはね、厳しく抗議いたします。反省してもらいたい。

よって、いま、時間の限り質疑をして、縷々回答ももらいましたけれどもね、いまの答弁聞いた範囲では、こんな大幅値上げは納得できません。特に医療費分についてはね、これは当然ね、宇佐市の資料も膨大なものを私持ってます。大分のものも持ってますけれども、これを参照してみましてもね、豊後高田の場合でも、所得割はそのまま旧豊後高田は抑えましたけども、あと、それぞれ上げるわけでしょう。そんな必要ない計算に私はなりません。よってね、いまの生活実態からみて、これ以上大幅値上げをこんな短時間の審議で資料も出さないままね、数の力で押し切るといやり方は許せません。こんなことが4月分から強行されたら、住民は困りますのでね、私は反対します。

よって、一番基礎になってるのは、やはり国の負担がね、34パーセントしかないというね、昔は38パーセントあったんですよ。だから、いまは自公政治になっていますけれども、永松市長も国に向かってね、もう少し地方の実態に目を向けて、もう国保はもうバンク状況やと。私の家でもですね、これで改定しましたら、14万6,000円年間上がります。もう大変ですよ。夫婦げんか絶えんですよ、これは。はい。皆さんところはどうか知りませんけどね。

よって、国の負担を増やしてね、やはり、国保税を下げる努力を、市長は政治力を、昭和の町、昭和の町の大騒ぎもいりけども、それ以上に影響及ぼす問題です。みんなの高田が相当影響を与えてるよにね、関心の高い問題ですからね、そのことを強く要求し、この議案を今日可決することには反対です。できるならば、社会文教委員会に付託してね、やっぱりもうちょっと慎重に審議をしてもらおう。継続審議で扱うことも述べてね、もうそれでも強行するならば、可決には反対ですから、ぜひ議員の皆さんのご賛同よろしくお願い申し上げます。

次は41号議案の教育委員についてであります。

もう皆さん長くなりましたからね、同じことを述べたら馬鹿がられますんで、先程指摘したとおりね、市長が提案されております河野潔氏についてはね、私は同意することはできません。教育委員というよりは、教育者としてね、ふさわしくない点を私自身も感じておりますし、市民の声、特に市民は、子ども

3月19日

もを人質に取られてるからね、表向きには言えないんですけどね、裏ではね、もう本当に、大石さんあなたしかいないやち言うてね、メールが4通来ましたね。もうその中身読みあげたらびっくりしますからね、読みあげませんけどね。それ実名入りですよ。メールだってね。それぐらい評判の悪い人で、市長にとっては、一番都合のいい人のようですよ。でも、教育者というのは、やはり公正で、公正無私でないといかんと思うんですよ。一部の権力者に対しては上手にやりね、着いてこれない人はほったらかしですよ。ほったらかしという教育をやってるようですね。落ちこぼれほったらかし論、いいとこだけにこうね、手を差し伸べる、こういうやり方ね、高が、高ががというような評価を受け、そしてある特定の新聞社と組んで、次々次々と新聞記事にして、自分の名誉を高める。こういう人はね、教育委員どころか、教育長には絶対させてはならないと思います。そのことを述べてね、この人には反対。もう一人のね、高井氏については、これは人物です。この人には賛成いたします。

以上であります。皆さんのご賛同をお願いいたしまして、討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（中山田健晴君） ほかに討論はありませんか。

12番 鴛海政幸君。

12番（鴛海政幸君） 長時間大変お疲れでありましようけれども、私は人事案件に対する賛成討論をいたしたいと思います。

先程来、大石議員から、Aの人はこうだ、Bの人はこうだという、非常に評価あるいはまた評価されないような意見があったわけでございますが、ご承知のように、私は執行部が提案した人事については、少々いわゆる模索検討しながら対応してきた。その人の経過、功績いろいろと取り組みながら、今日ここで提案したとこういうふうに理解をしておるわけでございます。十人十色と申しましようか、Aの人はいい、Bの人はいいと、いろいろと流言飛語があったりいろいろするわけでございますが、この経歴を見ますと、非常に河野潔氏等につきましては、なんら私は申し分がない。それと、経過の中では、私になりましてから、学校の学務課長をなされて、非常にはきはきして、非常に温情の厚い、そして教育者については非常に適切な人だと私は自負しておるわけでございます。

ただ、私は残念なことは、前の都甲教育長は、経過の中では、非常に功績のあった立派なお方と聞いております。聞いておりますというよりも、実績を私なりに評価をしておるわけでございます。幼稚園の統廃合の問題、あるいはまた給食センターの統廃合、いろいろとこの合併時に対する大きな事業をしてきた、経営的にもそういう実績評価ができるわけでございますが、おそらく、私は、辞表を提出され、そして執行部はそれを受理したということにつきましては、何か問題があったんじゃないかならうかというふうに自負しておるわけでございますが、説明の中ではそういうことはないんだと、通常一身上の都合ですか、そういうことでどうしても辞退をしたいとこういうふうなことで、私は、特にこの都甲教育長につきましては、執行部も再度再任するよう努力してもらいたかったわけでございますが、本人の都合もあつたでしょう。こうして人事案件を出したわけでございますので、この人事案件につきましては、皆さん方ご承知の方は多いと思いますが、新しい河野潔氏あるいはまた高井郁朗さん、この兩名につきましては、提案的にも、市長の評価、執行部の評価、あらゆる角度から評価された立派な人だと思いますので、私は賛成をいたしたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いを申し上げまして、討論と代えま

す。  
議長（中山田健晴君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） これにて討論を終結いたします。

これより第39号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、第39号議案については、原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（中山田健晴君） 起立多数であります。

よって、第40号議案については、原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案を採決いたします。

本案中、河野潔氏を教育委員会委員の任命に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、河野潔氏を教育委員会委員の任命に同意することに決しました。

おはかりいたします。

本案中、高井郁朗氏を教育委員会委員の任命に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、高井郁朗氏を教育委員会委員の任命に同意することに決しました。

議長(中山田健晴君) 日程第3、議案第1号を議題といたします。

議長(中山田健晴君) 提案理由の説明を求めます。

10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号「豊後高田市議会委員会条例の一部改正について」は、先程議決されました、「行政組織条例の一部を改正する条例」に伴い、総務委員会及び産業建設委員会に係る所管事項の一部を改正するものです。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われることから、総務、産業建設両委員会の委員及び正副委員長について、新条例の委員会に引き継がせるよう、経過措置を設けております。

以上本議案については、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛くださいますようお願いいたします。

議長(中山田健晴君) おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) これにて討論を終結いたします。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

議長(中山田健晴君) 日程第4、意見書案第1号及び意見書案第2号を一括議題といたします。

議長(中山田健晴君) 提案理由の説明を求めます。

10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) 提案理由の説明を申し上げます。

意見書案第1号、「道路特定財源の確保等に関する意見書」についてです。

国民共有の財産である道路は、人や物資の流れに大きな役割を果たす最も基本的な社会資本であり、文化や歴史が行き交うコミュニケーションの場として、その整備は国民が等しく熱望するものです。

特に、地方においては、都市部に比較して生活幹線道路を始め、高速道路等広域高速交通体系が不十分であり、道路整備は計画的かつ着実に推進されなければなりません。

こうした中、今通常国会には、道路特定財源の暫定税率を維持すること等を内容とする道路特定財源関連法案が提出されているところです。

道路特定財源制度は、わが国の道路を緊急かつ計画的に整備するため、応益主義に基づいて、道路整備の受益者に課税し、その税収を道路整備のために用いる制度であります。仮に暫定税率が廃止され、さらに地方道路整備交付金制度等が廃止された場合、本市につきましては厳しい財政状況の中、平成18年度決算ベースで試算しますと、3億円を超える規模での減収が見込まれることとなります。

これは、本市における道路の新設や継続事業はもとより、これからのまちづくり事業の推進に深刻な影響を与えるものであり、他の行政サービスへ波及も懸念されるものであります。

今回の意見書の提出は、以上の状況を踏まえ、今後も道路整備を着実に推進するため、現行の道路特

3月19日

定財源の維持と、地方道路整備臨時交付金制度の継続と拡充について特段の措置を講じられるよう政府に要望するため提案しました。

以上、何とぞ慎重審議の上、ご協賛くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（中山田健晴君） 1番近藤紀男君。

1番（近藤紀男君） 意見書案第2号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」について、提案理由の説明をいたします。

現在、多くの都道府県で、児童生徒の実態に応じて、きめ細かな対応ができるようにするために、少人数教育が実施されていますが、保護者や子どもたちから大変有益であるとされています。

しかし、政府が進めてきた「三位一体改革」のなかで、2006年3月29日「国の補助金等の整理及び合理化に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律」が成立しました。

制度そのものは存続されたものの、国の負担率はこれまでの2分の1から3分の1と大きく引き下げられてしまいました。

国の負担率引き下げにより、県の負担率は3分の2と大幅に増えるなか、地方交付税への県への依存度が高まっていますが、大分県においても地方交付税の削減は年々厳しいものがあり、教育財源の確保がますます困難になってきております。

地方交付税の削減や厳しい地方財政のなかで、自治体独自の少人数教育の推進には限界があります。また、それぞれの自治体の財政力や保護者の家計の違いによって教育条件の地域間格差・義務教育の水準格差が広がってきています。

義務教育費国庫負担制度は、国と地方が義務教育に係わる共同責任を果たすための制度であります。財政事情が地方も悪化してきているなかで、子どもたちにとって最善の教育環境を実現していくためには、国が財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠であります。

子どもたちがどこに生まれ育ったとしても、ひとしく良質な教育を受けられる義務教育の根幹を守り、地方財政の安定を図るために、義務教育費国庫負担の2分の1の復元と、制度の堅持を要望するものであります。

次に、きめ細かい教育の実現のために、30人以下学級・複式学級解消を基本とした次期教職員定数改善計画を実施することを要望するものであります。

以上、本意見書案について、議員各位のご賛同を

いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長（中山田健晴君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（中山田健晴君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号及び意見書案第2号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番（大石忠昭君） ただ今、意見書案が2件提案されましたが、1件だけ、最初1号議案について、提案者の土谷 力君に質問をいたします。

私は決して地方の道路整備をやるなどということではなくて、生活道路を大いにその優先して、改良新設をやれということ、これまでも主張してきたとおりであります。しかしながら、全国の情勢をみますと、もう自民党の中にも、道路特定財源をやめるべきじゃないかと、一般財源化して、福祉でも道路でもなんでも使えるごとしたほうがいいじゃないかという声も相当広がりましたし、歴代の内閣も、それをやろうとしたり、一部の道路議員からやられてふらふらしたりを繰り返しております。しかしながら、国会の2ヶ月間の議論の状況の中で、私、どの新聞もよく読みますけれども、最近の朝日新聞、今日持ってくるの忘れましたが、やっぱり道路特定財源やめて一般財源化せよ、ガソリン税25円やめろ、ガソリン下げてくれというのがですね、断然多いんですよ。世論調査の度に多くなって、今ところ、一般財源化しようが59パーセントだったと思います。賛成は28パーセントしかなかったですね。この世論に比べてもね、いま、高田の議会が、これを維持しようなんていうことを出したらね、国民の世論と食い違うんじゃないかと思うんですけどね。

提案者は、国民の世論、豊後高田市民の世論をどうみてるのか。ガソリン下げてくれちゃうのが市民の声ですよ。一般財源化して、それを一般財源の中から必要な道路造ればいいことであってね、その辺どうみてるのか。

二つ目はね、この中で、3億円規模の減額になるとなってるんですね。本当なんですか。そうじゃな

いんですよね。自民党が出したピラでも2億8,000万、市が出したピラは5億何千万と書いてましたけど、まちまちなんですよ。

あなたのこの提案者としては、実際に豊後高田の道路関係予算をなんぼとみて、もし特定財源が廃止されたときは、本当に3億、なんぼのうちに3億減らされる、残りなんぼというように思って、市のことと思って出すというのか。ちゃんとその提案の根拠を市民が理解できるように、我々賛成してくれというのなら、賛成できるように示してもらいたいと思います。

以上、2点質疑をいたしましたので、明確な答弁を求めます。

議長(中山田健晴君) 10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) まず1点目でございますけれども、委員会で決まっております。

委員会で審議をして決めておりますし、その委員会の審議の範囲を越えて私は意見を申し述べつもりはありません。で、先程提案理由を申し上げました内容のとおりでございます。

2点目につきましては、私がいただきました資料によりますれば、18年度の決算ベースで道路関係の経費については、16億7,100万ほど高田市が使っておるようです。その中の道路財源特定財源は2億6,400万になっております。それから、まちづくり関係の資金には、私が聞いておる範囲では18パーセント財源が入っておるようです。そういうのを合わせて3億円という話を委員会では聞いております。

以上です。

議長(中山田健晴君) ほかに質疑はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) なにかいま、私の質疑に対して委員会が云々と言われたけど、委員会なるもの、そんな委員会ということばを使われてもね、なじまないと思うんですよ。委員会で出したんじゃないんですよね。提案者が土谷 力議員、あと、賛同者という形で出して提案したわけでしょう。だから、私は提案者に聞いているわけですよ。だから提案者のその委員会の審議の範囲を越えた説明というのは、それはね、委員会に付託された議案の中身についてね、それは審議の内容を聞くんだから、それはそのとおりですよ。そんなことを私聞いているんじゃないんですよ。提案した趣旨を述べたからね、もう少し

ここに書いてあることをどう踏まえてやってるかというのをね、委員会なんもないですよ。なんの委員会関係あるんですか。それが答えきらんようなら出しなさんなよ。私が介護保険の軽減制度作れとか、後期高齢者医療のね見直しを求めると出してもね、全部チャラにしてしまった。こんなもんだけはね、説明できないで出すんですか。だからもう1回答えてください。

市民の世論がね、国内全体見たらね、やっぱり特別財源はね、もう廃止をして、一般財源化してね、ガソリン下げてください、一般財源の中でね、道路使えばいいじゃねえかという世論ですよ。世論調査みたら、どんどんどんどん上がってますよ。高田市民もそうあるとしたらね、我々高田の議会だから、高田の市民の踏まえたらね、いまここで道路財源堅持などという意見を出すのは、おかしいんじゃないかと。それはあんたどう考えますかと、提案者として、それを聞いているんですよ。

二つ目の3億、3億と言うたけど、具体的にその分がなければ逆にね、立派な県会議員もおるし、市長も立派やし、そういう点ではね、いろいろあんた上手にお金をもらってくればいいんですよ。政治力ちゅうのはここにある。そういうときにこそ、市長や県会議員が政治力を発揮すればいいことであってね、無理にあんた、つられてね、だれかから頼まれて、だれかから頼まれればね、提案者になる。大石から頼まれたら提案者にならん。そんなことがあるか。だからはっきり説明しなさい。笑いごとじゃないよ、市長。

10番(土谷 力君) 答弁は、内容と一緒になんですけどね。

22番(大石忠昭君) 答弁せな、ちゃんと。

議長(中山田健晴君) もう一度やりませんか。

10番土谷 力君。

22番(大石忠昭君) 答弁せな、ちゃんと。

10番(土谷 力君) 提案理由の中に申し述べましたけども、本市につきましては、厳しい財政状況の中にありまして、平成18年度の試算にしてもね、かなりの規模の減収が予想されますので、やはりイデオロギーいろいろとあろうけれども、本市のことを考えたら、財源の確保は私は必要だと思っておりますので、こういう提案をいたしました。

22番(大石忠昭君) 議長もう1回簡単にいきます。もう1回。

議長(中山田健晴君) 22番大石忠昭君。

3月19日

22番(大石忠昭君) 皆さんお疲れのことのでございますのでね、もうあえて簡単にいたします。

一言だけね、いま、私2回答弁を求めたのは、市民の世論、我々市民の代表ですからね、市民の世論の反映で、をどう見るかということなんですね。反映させないかんでしょう、住民は。市民の声をね。豊後高田市民については、やはり、特別財源をいつまでも堅持しようという声が多いんですかね。私なんかあるのは、もうガソリン下げてくれよ、もう道路ちって、無駄遣いの道路造るよりは、生活道路はね、一般財源でやりゃいいじゃねえかちゅうような声ですよ。その議会はそういう主張こそしたほうがいいんじゃないかと思うんです。そういう世論を感じてないんですかね。新聞記事、新聞あんた読んでると思うんで、五大新聞読んでますか。五大新聞みても、テレビの世論でもそうなってると思うんですけど、どうなんでしょうかね。それだけ教えてください。

議長(中山田健晴君) 10番土谷 力君。

10番(土谷 力君) いろいろな意見は承知しております。その承知した上で、提案いたしました。

議長(中山田健晴君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

22番大石忠昭君。

22番(大石忠昭君) いまの時代でも自動に入らないですね。

日本共産党の大石忠昭でございます。最後の議案になりましたが、意見書案第1号について、反対討論をいたします。

第1の理由は、道路特定財源を廃止するか、もう10年間堅持をするかは、通常国会で2ヶ月にわたって議論をされてまいりましたし、参議院でも昨日でしたか、集中審議もされておりました。しかしながら、去る13日の日に、衆議院では、自民党、公明党の賛成でこの法案を可決しておりますけれども、これは全く道理のないものであります。

この2ヶ月間の議論によって、国民の世論は大きく変化いたしました。道路特定財源を一般財源化して、道路にも環境にも福祉にも使えるようにすべきだ、この声が国民の多数に広がっています。この国民の世論に応えて、道路特別財源堅持を求めるよう

な意見書を豊後高田の議会は出すべきではありません。

第2は、道路特別財源は、今後10年間にわたって、総額59兆円先にありきで、道路財源を絶対確保する。そして、今後も、縷々国民から批判を受けているこの大型の無駄な道路工事も、もう財源確保したんだから建設を促進をするということになりますから、こういうことは絶対許されません。

第3は、地方の生活道路の建設や改良工事を私はするなど言ってるわけではありません。必要な道路は一般財源を使って造ればよいことであります。道路特定財源をやめて一般財源をし、道路にも福祉にも教育にも環境にも使えるようにする。地方の道路建設についても、国民の暮らしに役立つ緊急性の高いものに限っては、この無駄な高規格道路の計画を中止すれば、総額を減らしていくことができ、よって、生活道路も建設や改良工事が可能であると私は考えます。

よって、この時点において、道路特定財源堅持を求める意見書を可決することには反対いたします。国会でも、県議会でも、民主党や社民党の議員は、この特定財源堅持に反対し、一般財源化を求めています。新聞では、社民党系や民主党系が県議会では変身したんじゃないかと指摘がありましたけれども、それぞれ代表がコメントしているとおりであります。よって、豊後高田市においても、労働組合から推薦されてる議員は、ぜひ私とともに、この道路特別財源堅持の意見書に反対することを要請申し上げます。その他の皆さんのご賛同もお願いいたします。ありがとうございました。

議長(中山田健晴君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(中山田健晴君) ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号については、原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の



起立を求めます。

(起立多数)

議長(中山田健晴君) 起立多数であります。

よって、意見書案第1号については、原案のとおり可決されました。

議長(中山田健晴君) 教育長都甲桂一君より発言を求められておりますので、これを許します。

教育長都甲桂一君。

教育長(都甲桂一君) 退任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

私は、合併前平成11年7月から合併後まで、通算8年9ヶ月の職務の遂行にあたってまいりました。その間、相次ぐ教育改革が図られまして、国・県の改革に併せまして市の改革も行ってまいりましたし、それに加えて、市独自の改革も行ってきたわけでございますけれども、その間、議員各位には、大変なご指導ご支援を賜りましたことに深く感謝申し上げます。

これからは、一市民として、市政、教育行政の推進に力ができるところは頑張りたいというように思っておりますのでございます。

どうか、議員各位におかれましては、今後益々ご健勝でご活躍されますことを心から祈念申し上げます、お礼といたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

議長(中山田健晴君) 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これもちまして、平成20年第1回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 中山田 健 晴

豊後高田市議会議員 後 藤 龍太郎

” 安 東 正 洋